

平成 29 年 6 月会議

津幡町議会会議録

平成29年 6 月 5 日再開

平成29年 6 月13日散会

津 幡 町 議 会

平成29年津幡町議会 6 月会議会議録 目 次

第 1 号（6 月 5 日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第 1 号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午前10時00分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案上程（議案第39号～議案第44号）	4
1. 議案に対する質疑	7
1. 委員会付託	7
1. 町政一般質問	7
6 番 荒井 克議員	7
4 番 八十嶋孝司議員	10
15 番 洲崎正昭議員	15
13 番 道下政博議員	19
1. 休 憩（午前11時53分）	26
1. 再 開（午後 1 時00分）	26
3 番 井上新太郎議員	26
1 番 森川 章議員	30
5 番 西村 稔議員	36
1. 休 憩（午後 2 時12分）	40
1. 再 開（午後 2 時25分）	40
10 番 塩谷道子議員	40
2 番 竹内竜也議員	48
1. 散 会（午後 3 時23分）	53

第 2 号（6 月13日）

1. 出席議員、欠席議員	55
1. 説明のため出席した者	55
1. 職務のため出席した事務局職員	55
1. 議事日程（第 2 号）	56
1. 議事日程（第 2 号の 2）	56
1. 議事日程（第 2 号の 3）	56
1. 議事日程（第 2 号の 4）	56
1. 議事日程（第 2 号の 5）	56

1. 本日の会議に付した事件	56
1. 開 議（午後 1 時30分）	57
1. 議事日程の報告	57
1. 会議時間の延長	57
1. 議案等上程（議案第39号～議案第44号、請願第 2 号～請願第 4 号）	57
1. 委員長報告	57
1. 委員長報告に対する質疑	58
1. 討 論	58
1. 採 決	66
1. 同意・諮問上程（同意第 1 号～同意第 4 号、諮問第 1 号）	68
1. 質疑・討論の省略	69
1. 採 決	69
1. 休 憩（午後 2 時29分）	70
1. 再 開（午後 2 時30分）	70
1. 議会議案上程（議会議案第 4 号～議会議案第 5 号）	70
1. 提案理由・質疑・討論の省略	71
1. 採 決	71
1. 休 憩（午後 2 時34分）	71
1. 再 開（午後 2 時35分）	71
1. 議長辞職の件	71
1. 議長の辞職	72
1. 休 憩（午後 2 時40分）	73
1. 再 開（午後 3 時00分）	73
1. 議長選挙	73
1. 当選の告知	76
1. 当選の承諾及びあいさつ	77
1. 休 憩（午後 3 時26分）	77
1. 再 開（午後 3 時36分）	77
1. 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員長互選結果の報告	77
1. 議会運営委員会委員辞任の報告	77
1. 休 憩（午後 3 時38分）	77
1. 再 開（午後 3 時40分）	78
1. 議会運営委員会委員の選任	78
1. 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	78
1. 当選の承諾	79
1. 閉議・散会（午後 3 時43分）	79
1. 署名議員	80

平成29年6月5日（月）

○出席議員（16名）

議 長	向 正 則	副議長	角 井 外喜雄
1 番	森 川 章	2 番	竹 内 竜 也
3 番	井 上 新太郎	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	6 番	荒 井 克
7 番	森 山 時 夫	9 番	酒 井 義 光
10 番	塩 谷 道 子	11 番	多 賀 吉 一
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	石 庫 要	総 務 課 長	吉 田 二 郎
企画財政課長	納 口 達 也	監 理 課 長	宮 崎 寿
税 務 課 長	細 山 英 明	町民福祉部長	小 倉 一 郎
町 民 課 長	伊 藤 和 人	福 祉 課 長	山 嶋 克 幸
健康推進課長	葉 名 貴 江	子育て支援課長	羽 塚 誠 一
産業建設部長	河 上 孝 光	都市建設課長	岩 本 正 男
農林振興課長	八 田 信 二	交流経済課長	吉 岡 洋
環境水道部長	榊 田 和 男	上下水道課長	山 崎 勉
生活環境課長	山 本 幸 雄	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 田 新太郎
監査委員事務局長	中 村 豊	消 防 長	松 浦 清 市
消 防 次 長	長谷川 優	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長 兼教育総務課長	竹 田 学	学校教育課長	舛 井 重 夫
生涯教育課長	本 多 延 吉	河北中央病院事務長	田 縁 義 信
河北中央病院事務課長	斎 藤 晶 史		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 本 良 二	議 事 係 長	山 本 慎太郎
総務課長補佐	山 崎 明 人	行 政 係 長	庄 田 大 輔
企画財政課主査	高 倉 喜 美	監 理 課 主 査	中 村 健 作

○議事日程（第 1 号）

平成29年 6 月 5 日（月）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案上程（議案第39号～議案第44号）

（質疑・委員会付託）

議案第39号 平成29年度津幡町一般会計補正予算（第 1 号）

議案第40号 平成29年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第41号 津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第42号 津幡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第43号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 津幡町職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第 4 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

<再開・開議>

- 向 正則議長 ただいまから、平成29年津幡町議会 6 月会議を再開いたします。
- 本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。
- よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<会議期間の報告>

- 向 正則議長 本日再開の 6 月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から 6 月13日までの 9 日間といたします。

<議事日程の報告>

- 向 正則議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

- 向 正則議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。
- なお、議場が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

<会議録署名議員の指名>

- 向 正則議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
- 本 6 月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において 5 番 西村 稔議員、6 番 荒井 克議員を指名いたします。

<諸般の報告>

- 向 正則議長 日程第 2 諸般の報告をいたします。
- 本 6 月会議に説明のため、地方自治法第121条第 1 項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。
- 次に、町長から地方自治法施行令第146条第 2 項の規定による
- 報告第 1 号 平成28年度津幡町一般会計繰越明許費繰越計算書について、
- 報告第 2 号 平成28年度津幡町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、
- 地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定による
- 報告第 3 号 津幡町土地開発公社の事業報告及び決算について、
- 報告第 4 号 津幡町土地開発公社の事業計画及び予算について、
- 報告第 5 号 一般財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業報告及び決算について、
- 報告第 6 号 一般財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業計画及び予算について、
- 報告第 7 号 株式会社ティタスティの経営状況報告及び決算について、
- 以上の報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
- 次に、本日までに受理した請願第 2 号から請願第 4 号までは、津幡町議会会議規則第91条および第92条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成29年4月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○向 正則議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第39号から議案第44号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、平成29年津幡町議会6月会議が開かれるに当たり、町政の概況と提出議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

本町では、本年4月1日から、役場組織機構を一部改編し、特に町民の暮らしを支える町民福祉部におきまして、課の再編を行い、新しい体制のもとで業務を行っております。新しい組織は、従前の長寿介護課と社会福祉課を統合させ福祉課とし、業務間の連携体制を強化する一方、従前の健康こども課を健康推進課と子育て支援課の2課に分離し、それぞれの業務の専門性を高めました。具体的には、福祉課の地域包括支援センターの相談機能を従前の高齢者に加え、児童および障害のある方にも対応できるよう、社会福祉士などの相談支援専門職を配置し、一元化いたしました。また、町民の一層の健康維持、増進を図るため、健康推進課に保健師や管理栄養士を重点配置し、子育て支援課と連携、町民の子育てに関する包括的支援も行っております。新体制のスタートから2か月余りが経過しましたが、職員間、特に専門職員間の連携がスムーズになっていると聞いておりますし、また相談に訪れた町民の方からも、相談窓口が分かりやすくなったとの声もいただいているところでございます。今後も一層の町民サービスに努めてまいりたいと思っております。

5月から6月は、町の各種団体の多くで、年度初めの総会が行われております。私もでき得る限り出席をさせていただき、町政への協力、お力添えをお願いさせていただいているところでございます。元気な町、活力のある町は、町民の皆さまが元気であり、そして町の各種団体も元気で活発であることだと思っております。津幡町の各種団体におかれましては、そうした意味でも非常に元気にそれぞれの活動をされており、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。町といたしましては、今後も各種団体の皆さまとさまざまな取り組みで連携を深め、安全、安心で元気なまちづくりをともに進めてまいりたいと、お力添えをお願いするものでございます。

5月21日、そして28日と、快晴に恵まれた青空のもと、町内各地区におきまして、社会体育大会や運動会が開催されました。私も8か所の運動会を回らせていただきました。それぞれの会場では、多くの町民の皆さまが元気に競技に出場され、また運営のお世話、競技のお世話をされておられました。こうした地域の行事を通じ、地域の皆さまが本当に一生懸命に地域を支え、元気な地域をつくっておられる姿を拝見させていただき、私自身もそれぞれの会場で元気をいただいたと同時に、元気なまちづくりへの思いを新たにいたしましたところでございます。お世話をいただきました地域の皆さまには、改めまして御礼を申し上げる次第でございます。議員各位におかれましても、それぞれお住まいの地域の運動会への参加やお世話、まことにご苦労さまでございました。

5月24日、河北潟干拓地ひまわり村におきまして、ひまわり村種まきが行われました。津幡町からは中条南保育園と太白台保育園の園児が参加され、私もひまわり村村長として、子どもたちと一緒に種をまいてまいりました。ひまわりの花が見ごろとなる7月25日には、開村式が予定されております。そのころには子どもたちも、河北潟の夏の風物詩となっているひまわり迷路で遊んでもらえるようになるとのことで、私も楽しみにしているところでございます。

6月1日、第43回石川県消防救助技術訓練大会が石川県消防学校で行われました。津幡町消防本部は、団体種目のほふく救出訓練におきまして見事第1位となり、8月23日に宮城県で開催されます第46回全国消防救助技術大会に出場することが決まりました。また、全国出場にはわずかに至りませんでした。ロープブリッジ渡過訓練で第2位、はしご登はん訓練では第3位となるなど、津幡町消防本部が大いに健闘いたしました。町民の安全、安心を守り支える消防職員は、常に訓練を重ね、重大時に備えております。同時に、訓練は災害の現場において町民の生命を守るとともに、自分自身を守り、同僚、部下を守るために絶対に欠くことのできない非常に重要なものでございます。昨年のはしご登はん第1位に続いての今回の第1位の成績は、日ごろの訓練の成果であり、津幡町消防本部消防職員の仕事への使命感と、町民に対する安全への意識の高さのあらわれであると思っているところでございます。

そして昨日、6月4日には、第58回町総合体育大会の開会式および各競技が各単位協会主管のもと開催されました。一部実施済みの競技もありましたが、各地区体育協会がオープン競技も含め全23競技の合計得点を競いました。それぞれの競技で接戦が繰り広げられたようでございますが、男子の部優勝は中条地区体育協会、女子の部は津幡地区体育協会、総合の部では中条地区体育協会が、何と18年ぶりに優勝したということでございました。それぞれの地区体育協会が、結束を固めてスポーツに取り組むこの町総合体育大会も今回で58回となり、まさに歴史と伝統のスポーツの祭典となっております。今後も60回、70回、そして100回と歴史を重ねる大会となりますよう、議会の皆さま、町民の皆さまのご理解とさらなるご参加をお願い申し上げる次第でございます。

さて、5月末で会計閉鎖をいたしました平成28年度の津幡町一般会計の収支は、実質収支で約1億8,000万円余りの黒字となりました。これも議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力のたまものと心から御礼を申し上げます。

それでは、本日提出いたしました全議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第39号 平成29年度津幡町一般会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ9,023万3,000円を追加するものでございます。

まず初めに、歳入の主なものをご説明申し上げます。

12款分担金及び負担金70万2,000円の増額補正は、田屋区において実施の県単土地改良事業の地元分担金について追加するものでございます。

14款国庫支出金11万4,000円の増額補正は、福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業に係る民生費国庫補助金を追加するものでございます。

15款県支出金549万3,000円の増額補正は、震災対策農業水利施設整備事業や県単土地改良事業などに係る農林水産業費県補助金448万円、町内小中学校に係るいしかわ道德教育推進事業やエネルギー教育推進事業、学びの組織的実践推進事業などの教育費委託金101万3,000円を増額するものでございます。

18款繰入金4,000万円の増額補正は、総合交流型宿泊研修施設管理運営基金繰入金を追加するものでございます。

19款繰越金3,647万4,000円の増額補正は、平成28年度の純繰越金の一部を見込んだものでございます。

20款諸収入745万円の増額補正は、庄遺跡発掘調査受託事業に係る教育費受託事業収入の追加によるものでございます。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。

2款総務費328万1,000円の増額補正は、役場電算室のエアコン取りかえ工事に係る財産管理費183万6,000円、子育てワンストップサービス提供開始に対応するための電算システム利用に係る電算費83万円、河合谷町民センター防犯カメラ設置工事に係る戸籍住民登録費61万5,000円の増額によるものでございます。

3款民生費229万6,000円の増額補正は、障害福祉電算システムの修正を行うための障害程度区分認定等事業費に係る障害福祉費11万4,000円や、社会保障・税番号制度への対応に伴う介護保険システムの改修を行うための介護保険特別会計繰出金に係る介護保険費218万2,000円の増額によるものでございます。

6款農林水産業費6,811万5,000円の増額補正の主なものは、田屋区で頭首工改修工事を行う県単土地改良事業や小熊区地内で調査を行う震災対策農業水利施設整備事業に係る農地費653万5,000円、俱利伽羅塾宿泊施設等増築工事費の俱利伽羅塾整備事業費および総合交流型宿泊研修施設管理運営基金への積立金増による俱利伽羅塾管理費に係る山村振興等農林漁業特別対策事業費6,100万円などを増額するものでございます。

10款教育費1,654万1,000円の増額補正は、笠野、刈安、萩野台の3小学校の給食共同調理場整備や笠野小学校の大規模改修事業の設計委託などに係る学校管理費257万8,000円や、学校の授業研究を推進するためのいしかわ道徳教育推進事業費、エネルギー教育推進事業費および学びの組織的实践推進事業費に係る小中学校の教育振興費101万3,000円、さらに手向神社などの町指定文化財改修補助金に係る社会教育総務費100万円、庄ナカナシマ遺跡発掘調査受託事業に係る埋蔵文化財調査費745万円、体育施設管理運営基金積立として体育施設費450万円を増額するものでございます。

次に、**議案第40号** 平成29年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、歳入歳出それぞれ218万2,000円を増額し、社会保障・税番号制度への対応に伴う介護保険システムの改修をするものでございます。

議案第41号 津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、働きながら育児がしやすい環境をさらに進めるため、職員の育児休業等の再取得や期間の延長を可能とする特別の理由に、保育所等の申し込みを行っているが、当面その実施が行われないとする理由を追加するものでございます。

議案第42号 津幡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

議案第43号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正す

る条例について。

本案は、河北中央病院の診断書などの文書料について、書類作成に係る費用を見直し、適正な金額に変更を行うものでございます。

議案第44号 津幡町職員定数条例の一部を改正する条例について。

本案は、地域の医療拠点としての役割を担う河北中央病院が医療提供体制の一層の充実を図るための人材を確保できるよう、職員の定数を改正するものでございます。

以上、本6月会議にご提案を申し上げました、速やかに対応すべきものを基本とした全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして、関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案どおり決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

＜議案に対する質疑＞

○向 正則議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○向 正則議長 ただいま議題となっております議案第39号から議案第44号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＜町政一般質問＞

○向 正則議長 日程第4 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

6番 荒井 克議員。

〔6番 荒井 克議員 登壇〕

○6番 荒井 克議員 6番、荒井でございます。

先ほど町長さんもおっしゃっていましたが、昨日、町の体育大会がありました。好天に恵まれて、その中で選手各位、それから関係者の皆さま方大変お疲れさまでございました。

また、8月には石川県の体育大会がありますけれども、また皆さま方のお力添え、協力をお願いしたいと思います。

それでは、トップバッターであります、私からは2点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、スポーツに関することですが、ジュニアスポーツのさらなる充実をということで、質問をさせていただきます。

当町出身の川井梨紗子選手が、昨年8月のリオデジャネイロオリンピックでレスリング女子63キロ級に出場し、見事金メダルを獲得してから10か月近くがたちますが、皆さんまだ記憶にしっかりと残っていると思われます。また、ことし5月に行われたアジア選手権で、来年からの階級区分変更を見越して60キロ級に出場いたしました。そして全試合でテクニカルフォール勝ちと圧

倒しております。

また、至学館大学2年生の妹友香子さんも、4月に行われたジュニアオリンピック、そしてジュニアクィーンズカップの女子63キロ級で優勝をされております。

川井梨紗子さんは、40年の歴史がある金沢ジュニアレスリングクラブでコーチを務める母初江さんのもと、小学校2年のときから指導を受け、小6で全国少年少女レスリング大会33キログラム級で2位、津幡中学校3年生のときには、全国中学校選手権52キロ級で優勝しております。その後、至学館高校に進み、全国大会、世界大会で活躍しております。妹友香子さんも同じく金沢ジュニア出身で、現在に至っております。

こうしてみると、やはりジュニアからの環境が大きく影響しているのではないかと思いますし、小さいときからそのスポーツになれ親しんでいく経験が、将来的にスポーツ選手としての可能性を広げていくのではないかと考えます。

当町には34のジュニアスポーツ団体がある中で、全国大会、北信越大会など、活躍するチームも多くあり、それぞれのクラブは熱心な指導者に恵まれて、元気のある町を支える原動力になっております。

今後、レスリング競技など新たなクラブの設立も期待する中において、川井梨紗子さんのようなオリンピック選手、金メダリストを育てるためにも、要望に応じて施設の整備を期待するものであると思います。

当町の今後のジュニアスポーツクラブのさらなる充実へ、矢田町長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 荒井議員のジュニアスポーツの拡充に対するご質問にお答えいたします。

昨年の津幡町は、8月に開催されましたリオデジャネイロオリンピックレスリング女子63キログラム級に出場いたしました本町緑が丘出身の川井梨紗子選手の金メダル獲得に沸いた、そんな1年でした。2020年の東京オリンピックでは、妹の友香子さんとともに、姉妹でのオリンピック出場とメダル獲得に期待をしているところでございます。また、ジュニアスポーツでは、ミニバスケットボールクラブの津幡スワローズMBCの全国大会優勝を初め、陸上競技や学童野球クラブなどが全国大会へ出場し、スポーツの町つばたを全国にアピールしてくれましたことを大変うれしく思っております。

本町のジュニアスポーツクラブは現在、一般社団法人津幡町体育協会への加盟のもと、今年度は34団体が活動をスタートさせております。

要望に応じて施設の整備をとのご質問でございますが、施設の小規模な修繕につきましては、常日ごろからジュニアスポーツクラブやその競技協会、連盟からの要望に対応しております。現在、町内の体育施設は老朽化などの問題が発生してきております。一度に対応するのは難しいのですが、国などの財源制度を活用し、緊急度の高いものから順番に対応してまいりたいと思っております。また、施設整備とは異なりますが、一般社団法人津幡町体育協会を通じて、各ジュニアスポーツクラブへの育成費や全国大会および北陸地区以上の規模の大会への補助金の交付も行っております。そのほかにも県内のみならず、全国的に活躍する講師を招いての指導者養成講習会なども毎年開催させていただいております。

今後もジュニアスポーツクラブの指導者や保護者、競技協会、連盟などの関係の皆さまよりいろいろなご意見をいただきながら、津幡町のスポーツを盛んにする原点となりますジュニアスポーツクラブのさらなる拡充へつなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○向 正則議長 6番 荒井 克議員。

○6番 荒井 克議員 どうもありがとうございました。

今後また、ジュニアスポーツもいろいろ、もちろん今の川井梨紗子さん初め、レスリング競技とかもこれからジュニアスポーツの中で整備されていくことかと思えますけれども、そういったときには、ぜひまた前向きに検討してほしいと思います。よろしくお願いいたします。

次に2点目ですが、子育て支援について質問いたします。

2月に当町で四つ子が誕生いたしました。そのことについて、3月会議で矢田町長は、昨年のオリンピックの金メダル獲得に続く大変明るいニュースでとてもうれしく、元気をもらった。四つ子の赤ちゃんの元気で健やかな成長を心から願うとともに、津幡町の子どもたちのために住んでよかったと実感できるまちづくりを進めていくみずからの責任を改めて感じていると述べておられます。

四つ子の誕生は全国的にも例が少なく、そしてデータもほとんどない中で、その方は妊娠から出産に至ったと聞いております。そんな中、不安と向き合う日々が続いたことかと思うと胸が痛みます。そして、危険と隣り合わせでの出産に至ったことは、想像を絶するとともに、その勇気と行動に私は大きな感銘を受けました。

そこで当町として今後、子育て支援としてどのようなサポート対応ができるのか、町として独自の取り組みを行うことができないか、また今後の多胎児、三つ子以上の方を対象に子育て支援施策の一環として、ぜひ取り組むべきかと私は考えます。

もし、産休や育児休暇がとれる環境にあるならば、精神的にも経済的にも救われることがあるかもしれません。しかし、この方もそうですが、世間一般的には難しい問題であり、支援策の一つとして、ベビーカーの無料貸し出しや検診時におけるサポート、保育園での対策などがあると思いますが、当町として今後、子育て支援の中でどのようなサポート対応を行えるのか、町独自の施策を取り込んでいくことを期待いたします。

定住促進の一環としても、他の自治体に先を越されないよう、元気な子どもたちを育てるための施策を矢田町長にお伺いいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 多胎児に対する子育て支援をとのご質問にお答えいたします。

初めに議員が述べられましたように、ことし2月に本町におきまして四つ子の赤ちゃんが誕生したことは、少子化が進む中、町にとって大変明るいニュースで、私もうれしく思っているところであります。今後、四つ子の赤ちゃんの健やかな成長を心よりお祈りしておるところでございます。

さて、双子や三つ子以上のお子様をお持ちのご家庭におきましては、複数のお子様を同時に育てるということは、精神的、経済的にさまざまな不安を抱えての育児であることと理解いたして

おります。

そのため本町では、多胎児の妊産婦へのフォローが特に必要と考えており、妊娠から出産後まで定期的に保健師が家庭訪問を行い、母子どもの健康状態を注意深く見守っております。さらに、お子様が健やかに成長するために、またご家族が安心して子育てができるよう、健康推進課と子育て支援課が連携を図り、妊娠から出産、子育てに至るまで切れ目のない継続的な支援を行う体制を整え、子育てに関する総合的な相談支援も行っております。

今後の具体的な支援策に関しましては、母親の家事援助を行う産後ヘルパー事業、子どもの一時預かりなどを行う子育てサポートセンターの利用支援やベビーカー、紙おむつ、ミルク等の購入費に対する助成などができないものか、多胎児を出産されたご家族のニーズを把握した上で、早急に町民福祉部内で検討させたいと思っております。

なお、平成30年度から、子ども医療費の現物給付化による国民健康保険の国庫負担金減額調整措置が各自治体の少子化対策への財源充当を条件に廃止されることから、この財源を多胎児に対する子育て支援へ活用できないかも含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○向 正則議長 6番 荒井 克議員。

○6番 荒井 克議員 どうもありがとうございました。

少子化の中で、大変貴重な子どもたちだと思います。それから、多子世帯もありますけれども、町にとってこれから子どもたちの子育て支援等を頑張って推進していったほしいと思います。

今中学校の1学年、1つの学年は両中学校合わせて400人余りかなと思います。ことしの出生率は恐らく300人切っているんじゃないかなと思いますけれども、あと10年後とかなるとまだまだ少なくなっていくと思いますけれども、そういうことも見越して定住促進の一環としても、ぜひ子育て支援をよろしくお願いいたしますと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○向 正則議長 以上で、6番 荒井 克議員の一般質問を終わります。

次に、4番 八十嶋孝司議員。

〔4番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○4番 八十嶋孝司議員 4番、八十嶋です。

私のほうは2点だけ質問させていただきます。

その前に先ほど町長さんがお話しされましたけども、消防本部の活躍本当におめでとうございます。私も、総務産業建設委員長として初めての出席の場でございましたので、大変感動いたしました。宮城県での活躍をお祈りしております。ともに行きましょう。よろしくお願いいたします。

それではですね、質問の1番に移らせていただきます。

まず、国が示した災害時における支援物資輸送拠点設置の進行はということで質問いたします。

昨年4月の新聞報道の一面には、直後に起きました熊本地震を受けて、県が発送した救援物資が熊本県内に届けられたことが紹介されていまして。この中では、被災地の避難所の物資不足が問題となっていることから、急遽県の備蓄品の中からおむつや米などが用意されたことが記載されていまして。そして紙面の最後には、県内にも森本・富樫断層帯など大きな地震を引き起こし

かねない断層帯がある。県の想定として熊本地震と同規模の最大10万人の避難者が出ると予想されることなどから、熊本地震を踏まえたできる限りの対策が必要であると報道されていました。

さて、折しも本年4月、やはり新聞報道の一面として、「熊本地震から1年、政府防災基本計画見直し、支援物資に輸送拠点」との見出しが掲載されていました。この紙面を紹介いたしますと、「政府の中央防災会議（会長・安倍晋三首相）は、昨年の熊本地震を踏まえ防災基本計画を見直した。被災地の要請を待たずに物資を送るプッシュ型支援が一部機能しなかった反省から、都道府県と市町村がそれぞれ輸送拠点を設け、避難所まで確実に物資を送り届ける体制をつくることが柱である」と記載されています。

さらに新聞の具体的な解説では、国は熊本地震で初めてプッシュ型支援を本格実施しましたが、しかし輸送の混乱や人手不足などで滞り、一部物資が避難所まで届かなかった。政府の防災会議での見直しは、都道府県が広域拠点、市町村は地域単位の拠点を設置すると明記し、物資の集積と仕分け、避難所への配送を担うこと。さらに国と自治体、物流業者が連携して物資の流れを把握することで、食糧が不足している避難所に優先的に配送されるようなシステムの構築を図る。加えて、自治体庁舎の耐震化や情報技術（ICT）の活用も盛り込むと解説しています。さらに政府は、このような支援物資輸送体制の見直し策を地方自治体が作成しております地域防災計画に反映させることを促す方針であると、そして今後、自治体側の作業が本格化するとの一連の解説でありました。

まさしく熊本地震の検証から、国が率先して対策を講じた動きとして捉えることができます。

そこでお尋ねいたします。

政府が見直しを指示した市町村の役割、すなわち支援物資の地域単位の拠点の設置、物資の集積と仕分け、避難所への配送を担う役割など、具体的に地域防災計画に反映させなければなりません。

早急に町として政府が指示した一連の見直し策に取り組まなければならないと考えますが、現在まで確定したもの、さらに今後の予定など作業の取り組み状況を石庫総務部長にお尋ねいたします。

お願いいたします。

○向 正則議長 石庫総務部長。

〔石庫 要総務部長 登壇〕

○石庫 要総務部長 八十嶋議員の国が示した災害時における支援物資輸送拠点設置の進行はとのご質問にお答えいたします。

国では、昨年発生した熊本地震や岩手県で高齢者福祉施設に土砂災害のあった台風10号災害を踏まえ、本年4月11日に開催した政府の中央防災会議において、防災基本計画の見直しを行いました。この見直しには、被災自治体の要請を待たずに物資を送るプッシュ型支援が熊本地震では一部機能しなかった反省から、都道府県と市町村が輸送拠点を設け、避難所まで確実に物資を送り届ける方針が盛り込まれました。

この見直しを踏まえ、石川県でも先月5月30日に開催された石川県防災会議において、石川県地域防災計画を修正し、輸送拠点を設ける方針が盛り込まれました。具体的な設置場所は今後検討されるようです。

本町もこの修正を踏まえ、本年7月に予定している津幡町地域防災会議で、地域防災計画に同

方針を盛り込むこととしております。現時点では、町地域防災計画には物資集配拠点として津幡町総合体育館の活用を明記しております。また、物資の避難所への配送、支援物資の受け入れについては、監理課および生涯教育課職員が中心として担うことになっております。今後は、円滑に支援物資の供給が行われるように、訓練や研修をさらに充実させてまいりたいと考えております。

今回の国・県・町の防災計画の一連の修正は、支援物資が県の設置する広域物資輸送拠点から町が設置する地域内輸送拠点を經由して、円滑に避難所へ配送されることを趣旨としております。今後、県が設置する広域物資輸送拠点の位置確認などを行い、津幡町総合体育館に円滑に配送が行われるよう連携しながら取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、答弁を終わります。

○向 正則議長 4番 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

何分4月の報道でございますので、今からが準備期間だと思います。熊本地震の教訓を生かして、また県が主導のもとに町へいろんな指示が出るかと思えますけども、早急にまた7月に盛り込むような体制づくりをしていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、質問の2番目に移らせていただきます。

高齢者福祉施設ウエルピア倉見を複合型施設として検討せよということで提案させていただきます。

私は今回、笠谷地区の入り口にありますが、日中を通し、この地区で唯一にぎわいの象徴である高齢者福祉施設ウエルピア倉見のさらなる活性化を求める観点から質問いたします。

まず初めに、平成6年3月、当時の矢田 剛町長はこの施設の完成に当たり、こう述べられています。「平成4年から進めてまいりました高齢者福祉施設ウエルピア倉見整備事業のメインである新館がこのほど完成いたしましたことは、町民の皆さまとともに喜びにたえません。本格的な高齢化社会を迎え、健やかで生きがいのある老後を過ごす施設が強く望まれておりましたが、ここでは生涯学習や幅広い趣味等の交流の場として、また温泉につかり、ゆっくりくつろぐこともできるように配慮いたしました。1階には吹き抜けのあるホールを中心に、大集合室、浴室、湯上がりロビーなどを備え、2階は教養文化の高揚が図られるような各室を配置いたしました。この施設とすでに完成を見ているゲートボール場を高齢者のみならず、広く町民の皆さまが有意義に利用されることを祈念し、あいさつとさせていただきます」。このように当時述べられておられます。このことは、町にとっても高齢者がくつろぐ憩いの場として、その期待感は大いなるものがあつたことがうかがえます。

さて、この施設の完成から約23年が経過いたしました。

今なお高齢者にとっては憩いの場であることは間違いありませんし、利用者の中には倉見のお湯でなければと言われる人も聞きます。ウエルピア倉見は、完成から現在までその役割は果たしてきていると私は思います。

しかしながら、ここに来て年月の経過とともに利用者が年々減少し、売り上げにも少なからず影響をもたらしている現実がございます。

先日、平成28年度の津幡町公共施設等管理公社の理事会があり、私も理事の一人として出席させていただきました。改めて申しますと、その中でウェルピア倉見の利用状況では、平成27年度と28年度を比較すると、利用人数では1,658人のマイナス、金額も施設利用で69万、売店、雑入で24万、合わせて93万円の前年比、売り上げですね、マイナスと報告されています。私は一昨年の理事会での報告でも、いずれも同様にマイナス報告であったと記憶しております。このような中、理事会でもさまざまな意見が出されました。私も言わせていただきましたが、中身を申し上げれば、利用者減少は高齢者の加齢、加えて利用者自身が介護の必要性に駆られてきている。また従来、車で利用者が高齢により運転できなくなったこと、さらに民間の大型銭湯施設の利用増など、総じて時代の流れや変化が利用減の要因とも感じ取られ、全く私も同感の思いでありました。

しかしながら、このままでは年々じり貧になることは目に見えており、施設そのものの存在が問われかねません。ましてマイナスを論じていても何の解決にもなりません。ウェルピア倉見のホームページを見ますと、昔から倉見温泉と呼ばれており、天然温泉施設で効能もあり、一般の方も利用できると記載されてもいます。町にある貴重な温泉として今こそ発想の転換を図り、利用者増につなげる施策を考える時期に来ていると私は思います。

そこで、ウェルピア倉見にある2階の部屋に特化し、提案いたします。

施設2階にある部屋の有効活用による利用者増でございます。この2階にある部屋は、教養文化室として20数年経過した現在も古びることなく、きれいな状態のままの畳部屋が8畳間が2つ、10畳間が1つ、しかも2階にはトイレも台所もあります。しかし、その利用となると年間ほんのわずかで、ほとんど利用されていないのが現実として報告されています。

私は、2階の利用の一つに、長年私は子どもたちの運動クラブに携わってきましたが、土日にかかる交流大会などでは宿泊施設が限られており、県外のチームの宿泊は近隣の市町に手配しなければなりません。また、町の体育施設は利用できても、町に宿泊としてのお金が落とせないのです。年間を通して宿泊は期間限定、土曜の晩のみ、このことだけでもウェルピア倉見で可能になれば、どれだけ関係者から喜ばれるか分かりません。

それから、2階の利用のもう1点は、あくまでも私の想像ですけども、将来的な利用です。

先般の津幡町公共施設等管理計画では、この地域にある笠井公民館は老朽化に加え、建物が傾斜するといった状態にあると、まさに現実的な判断がなされています。将来的にこの建物に対し判断を下さなければならない時期が必ずや来ます。

新築されれば大変喜ばしいことですが、仮にできない場合、ウェルピア倉見2階での公民館移転も一策との私の思いもあります。これは地元の人に何も相談せず、私独断で述べているんですけども、にぎわいを図るべく、あくまで私の私案として頭に描いています。

さらに本年3月には、文教福祉常任委員会でウェルピア倉見を視察した際にも、委員の多くから2階部屋の有効利用について積極的な意見も出ております。余りにももったいないからです。

いずれにしても、ハードルは高いかもしれませんが、小手先だけの利用増でなく、抜本的な解決が今こそ必要ではないかと考えます。将来を見据えた複合施設としての高齢者福祉施設ウェルピア倉見のあり方を検討いただくことを期待してやみません。

矢田町長のご見解をお願いいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 高齢者福祉施設ウエルピア倉見につきましてのご質問にお答えいたします。

ウエルピア倉見の2階の有効活用につきまして、積極的なご提案をいただきありがとうございます。

現在、ウエルピア倉見では町主催の介護予防教室や認知症相談の開催、サークル活動およびボランティアによる歌謡、舞踊ショーのほか、野菜や手芸品などを即売するゆざや市を開催し、施設のにぎわい創出を図っております。

施設1階の広間やロビーでは、来館された方々が顔なじみとなり、お住まいの地域に関係なく、町民の方々の交流の場としてご利用していただいているようであります。

また、2階の各和室につきましては、部屋を貸し切りでご利用していただいておりますが、平成28年度では延べ12組、200人の利用実績となっております。議員ご指摘のとおり、あまり使われていない状況であります。

さて、ご提案いただきました土曜日限定の宿泊利用についてでございますが、週1回程度の営業とあっても、旅館業法や消防法等の許認可のほか、宿泊施設としての改築費用の確保や施設の管理運営体制の整備、さらには費用対効果について検証する必要があると、現時点では宿泊施設としての用途変更はかなり困難かと思われます。

また、2階部分を笠井公民館として利用することについては、現在の施設形状ではバリアフリー化などの大規模な改修が必要となるほか、管理上の関係から今のところ難しいのではないかと考えております。

次に、2階の有効利用につきましては、家族や地域の方とのつながりやきずなを深めていただく場として活用していただけるよう、今後稼働率アップに向けまして、効果的な広報活動や各種教室、サークルの誘致など、町の指定管理者である津幡町公共施設等管理公社とともに考えてまいりたいと思っております。

今後もウエルピア倉見が町民の集いと憩いの場として親しまれるよう、議員各位および町民の方々からのご意見をいただきながら、施設のあり方について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○向 正則議長 4番 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

かなりハードルは高いということは当然思っております。

ただ倉見温泉というのは、先ほど言いましたようにネットでも本当に紹介されています。恐らく津幡町の中でも、そういう天然温泉というのは、ほんの2か所ぐらいしかないのかなというふうに思っておりますし、これは絶対将来に向けて、この施設を大きく育てていくっていうのがあるのではないかなっていう、私自身は思っております。

ぜひまた、ハードルは本当に高いのかもしれませんが、福祉面と経営者といいますか、そういう両面からもう一度考えていただきたいと切に思いますので、時間をかけてゆっくりお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○向 正則議長 以上で、4番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

次に、15番 洲崎正昭議員。

〔15番 洲崎正昭議員 登壇〕

○15番 洲崎正昭議員 15番、洲崎ですけれども、前回の3月会議に引き続いて、一般質問をさせていただくことにいたしました。

ただ前回、久しぶりに一般質問をしたことによって、私の意図しない反響が上がっていることも事実であります。と言いますのも、私は素直に疑問点をお聞きしたつもりでしたけれども、町に対して苦言を呈したように受け取られた方もいらっしゃるようであります。

今回一般質問をするに当たって、まず先にお聞きしたいことは、決して他意はありませんし、また含むものもないということを前提にお聞きいただければ幸いかなと思っております。よろしくお願いをいたします。

さて今回の一般質問ですけれども、通告ではざっくりとまちづくりの具体的な施策はという、本当にざっくりした事項で通告してあります。

前は、津幡駅の東口に絡めての質問をしたため、もう1つの聞きたかった津幡町の活性化や津幡町を核としたまちづくりについてお聞きできなかったこと、そしてまた、前回質問後に新たな開発の打診があったため、それらも含めて、今回はまちづくりという観点に絞って質問をさせていただきたいと思っております。

3月会議後に新たな打診があったということですが、今ウナギの代用品として注目されておりますナマズの養殖事業についてであります。この事業は、近畿大学の子会社とタイアップをして推進する事業でありますけれども、実際には本年6月、いわゆる今月から静岡県静岡市でスタートしているようであります。そして、和歌山県橋本市、紀の川市で順次開始される計画になっているように聞いております。私も一度見ていきたいなというふうに思っておりますけれども、事業をスタートしようとしている各事業会社には設置自治体も出資したり、さまざまな形で関与しているようであります。また、国の補助金等も受けて進められているということも聞いております。これらの自治体のほうへは関係資料をお願いしてありますが、まだ手元には届いていませんので、詳細までは現時点では分かりません。ただその話を聞いたときに、私のほうから養殖場に隣接して近畿大学の分校ならばベストでありますけれども、少なくとも研究施設でも併設できないかなと、そういう点を打診してもらえないかなってということもお話をさせていただきました。先日、この件についてどんなもんかねということで確認いたしましたところ、先方では水産学部の施設ならばというような話があったということも聞いておりますけれども、ただ真偽のほどは定かではありません。今後計画が具体化していった段階で明らかになってくるんだろうと思っております。

また、過去に当町での立命館大学建設の話もありました。そのときは、本当にそのような考えがあるとしたら当町にとってすばらしいことでもありますし、町当局と直接誘致に動かなければならないと思い、直接大学の本部へ確認をいたしましたところ、そのような計画はないという返事があり、その話は立ち消えになりました。私は、このような私学の校舎や研究施設を誘致し、これを起爆剤としてまちづくりを進めるのも面白いのではないのかなというふうにも思っております。

さて、余談が、前置きが長くなりましたけれども、3月の一般質問で、過去の大型商業施設進

出が実現しなかったのは、町の消極的な取り組みが原因の一端ではなかったのかと思っていることを申し上げ、その上、津幡町に必要なのは町の目指すビジョンを発信し、さまざまな業種の事業者の魅力のある町として注目してもらえるような施策づくりが必要ではないかということを質問いたしました。具体的なご答弁はいただけませんでしたけれども。また、前回の質問でも申しましたが、私は周辺自治体のさまざまな施策の中で、当町は埋没するのではないかという危機を抱いていると申し上げました。

その対策としては、町が積極的に町の個性、特性を生かした津幡町ならではの明確な施策を打ち出すのは、今からでも遅くないと思っております。近隣自治体に負けないためにも、周辺自治体にはないような施策を積極的に打ち出していきたいなというふうに思っていますし、そうすべきだとも思っております。

矢田町長は、当初議会の所信表明で、「子の世代、孫の世代のためのまちづくり」と「心豊かに今を暮らすためのまちづくり」の2つの柱、言い換えれば、未来と今を見据えたまちづくりを力強く進めると表明されております。

そうであるならば、町長さんとして具体的な施策をお考えだろうと、何なんだろうと思っております。構想としてお考えとして持っているだけでは実現しませんし、前へも進めません。私も議会といたしましても、ともに前へ進めていくべきお力添えをすることもできません。ぜひ、町長さんの具体的な施策をお持ちであるとするならば、お聞かせを願いたいというふうに思っております。

それともう1点、現在、町が進める活性化の具体策としては、企業誘致があります。一昨年には商工業振興促進に関する条例、同施行規則を一部改正し、助成金対象企業、業種を拡大し、成果を上げているようにも聞いておりました。

しかし先日、町内の企業から事業所建設のための用地のあっせんの依頼があり、町にお願いをいたしました。町としても大変親身に動いていただきましたが、結果としてかほく市へ行くことにしましたとの連絡がありました。私は、あれだけ津幡町で建設したいと言っていたのにどうしてか聞いたところ、かほく市にある民間の土地が安かったことと、すぐ工事ができる宅地であったことが原因したようであります。反面、当町には既存の工業団地はなく、建設まで時間がかかることがネックとなったようであります。

土地開発公社にお聞きしましたところ、既存工業団地の用地はほとんど売れ、現在在庫がない状態とのことでございました。企業進出の打診があったとき、提示できる土地がないようでは話が先に進まないような気がいたします。当町としてはできるだけ早く新工業団地を造成し、企業誘致を進めるべきではないかと思います。

矢田町長の考えをお聞きいたします。

また、事業所建設計画を持っている町内企業とは運送業を営む企業でしたが、当町の企業進出の助成金の支給対象業種にはないようでした。そこで、県内近隣の市町の企業誘致に係る助成金交付対象業種を調査いたしましたところ、当町の対象業種となっていない道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、試験研究所等が対象となっている自治体もありました。

前に述べたように一昨年、商工業の振興促進に関する条例を一部見直しをいたしました。いま一度内容の精査をする必要があるのではないかと思います。この点についてもお考えをお聞かせ願いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 洲崎議員のまちづくりの具体的な施策を示せとのご質問にお答えさせていただきます。

私が津幡町議会3月会議で申し上げました平成29年度の施政方針の中で、「子の世代、孫の世代のためのまちづくり」と「心豊かに今を暮らすまちづくり」という2本の柱が基本であると申し上げた件でございますが、言いかえれば未来と今、2つのまちづくりを実現するということでございます。とはいえ、未来と今のまちづくりはそれぞれ別々のものではなくつながっているものであります。長期的な展望を持って未来を見据えながら、今のまちづくりをすることが肝要であり、第5次津幡町総合計画を推進していくことこそ、今と未来、両方のまちづくりにつながる施策だと考えております。

その中でも具体的な事業として、源平合戦という歴史的舞台に改めて注目した倶利伽羅峠の日本遺産認定や緑豊かな丘陵地を生かした体験型観光交流公園の整備、加賀、能登、越中、三国の分岐点で交通の要衝で宿場町として栄えた津幡町でございます。津幡駅東口整備と新駅設置計画の策定は、どれも津幡町の歴史遺産、地勢要件を生かした、まさに未来につながる津幡町ならではの特色ある事業であり、津幡町の発展に大きな効果を生む事業であると考えております。

また、ソフト事業におきましても、他市町を上回るサービスを提供することにのみ執着するのではなく、町の特色が出るよう、メリハリをつけたサービスの提供を心がけております。

環境整備基金を有効に活用して創設した結婚祝品支給制度や住宅取得等奨励金制度に加え、不妊・不育治療への助成や妊婦健診の助成、また出産祝い金、チャイルドシート購入や子ども医療費助成、多子世帯の保育料軽減などとあわせ、出会いから結婚、出産、子育てと切れ目ない事業を展開し、まさに今から未来につながっていく事業だと考えております。

さらに、小学生の国内派遣交流事業や中学生の海外派遣交流事業、町内小中学生の北信越・全国大会等の出場費全額補助制度の創設や国の制度に先駆けた小学校全学年の学童保育実施などは、津幡町の未来を担う子どもたちを育てるための重要な事業であります。

これらの事業を着実に進めることが、私の最大の責務だと思っております。

しかし一方で、地域間競争に負けないために、我が地域の特性を生かした個性的なまちづくりも必要だと思っております。その具体的なものの一つには、洲崎議員も言われるように私学誘致だと私も以前から考えておりました。この少子化の時代に何を言うのかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、今だからこそ意義があり、価値があるのだと私は考えております。

私の考えていた本町独自の個性的なまちづくりは、私学誘致を行い、学術・研究都市を構築する構想でありました。具体的には、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の設置または既設の大学等に学部、学科、大学院、専門課程などの高等教育機関を誘致するもので、それらに附属する研究機関や施設も包含するものでございます。

このまちづくりは、町のにぎわい創出と活性化に資するものでございます。具体的には、これらの立地により町に若い人がふえ、活気が増幅され、その周辺にさまざまな経済効果も生まれることが期待できます。また、若年層人口の増加により定住人口の増加に寄与する場合があります。さらに、高等教育機関の人材や知力、組織力を生かして、地域の課題に迅速かつ適切に対応して

いただくよう連携を図ることも期待されます。行政課題だけでなく、学術から体育スポーツまでの幅広い分野への寄与など期待は広がります。

私としましては、現在、学術・研究都市づくりまではいかないまでも、本町の交通の利便性を最大限にアピールするとともに、私学の立地を推進する施策および立地しやすい環境づくりを具体的かつ速やかに進めたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

次に、企業誘致のための新工業団地の建設についてのご質問にお答えいたします。

本6月会議の議会全員協議会におきまして、津幡町土地開発公社から報告をする予定ですが、旭山工業団地および富田工業団地の残り2区画について、それぞれ5月中に売買契約が締結され工業団地は完売となりました。洲崎議員の言われるとおり、現在、本町に進出希望の企業に即座に提示できるような土地がないことは、スピードを求める企業を誘致する際に、不利な条件であると考えております。そこで、土地開発公社を中心に新たな工業団地造成に向けた適地調査を行い、今後のまちづくりと連携した適地を早急に選定し、速やかに新工業団地を造成したいと考えております。議員の皆さまには、その際にはぜひお力添えを頂戴したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、進出企業に対する助成金の支給対象業種の見直しについてですが、平成26年度に対象業種をふやすなどの一部改正を行っております。しかしながら、他自治体においてもさらに改正を行っていることもあり、本町といたしましても対象業種や助成内容について、改めて先ほどの新工業団地造成とあわせて検討したいと考えております。

今後も「住んでみたい、ずっと住みたい ふるさとつばた」の将来像を実現するため、企業誘致を含めた各種施策に取り組んでまいりますので、引き続き、議会の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○向 正則議長 15番 洲崎正昭議員。

○15番 洲崎正昭議員 前向きな答弁をいただきましてありがとうございました。

町長さんのおっしゃる私学誘致、学校建設というのは、固定資産税はたしか入らないんですよね。入らないんですけれども、交流人口がふえるということは間違いないことでしょうし、それに対する町内の消費がふえるということも間違いないわけでありますので、積極的にまた受け入れ体制を整えていただければなというふうにも思っております。

そしてまた、新工業団地ですけれども、適地調査をまたされるということですが、できれば平地での工業団地の建設もまた検討していただければ。というのは、先ほどちらっと申し上げましたかほく市の工場用地というのは、ちょうど河北縦断道路に面した場所だったようであります。農地も含めてということでしたけれども、そうであるならばやはり、余りにも交通の便の悪い山間地で工業団地を造成するよりも、やはり交通の便のいい場所ということも検討いただければなというふうに思っております。

そういうこともお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

いろいろとご答弁いただきましたことを御礼申し上げて、一般質問を終わります。

○向 正則議長 以上で、15番 洲崎正昭議員の一般質問を終わります。

次に、13番 道下政博議員。

〔13番 道下政博議員 登壇〕

○13番 道下政博議員 13番、道下政博でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

今回は5点にわたって質問をさせていただきます。

まず最初に、災害対応型カップ自販機の導入をということで提案をさせていただきます。

災害対応型カップ自動販売機とは、東日本大震災や去年の熊本地震などのような大きな災害が起こった場合に、避難所には支援物資としてまずペットボトルなどの冷たい飲み物が真っ先に届きます。実際にご利用された被災者の方のご意見の中には、「冷たい飲み物、それは大変ありがたいのだけれども、やはり温かい飲料は特にありがたいものです」とありました。「震災後、まだまだ寒い日が続き、被災者の身も心もこの自販機で温められました」など、また「カップラーメンのお湯を沸かすのにも設備がなく、大変な状況で自己完結型の自販機は被災者にもストレスを感じさせないすばらしいものであります」との声があります。

災害対応型カップ自販機、発災時、エマージェンシースイッチの切りかえもしくはキースイッチで、お飲み物が無料提供になるカップ式自動販売機のことです。また、もう1つの特徴といたしまして、一部の商品ボタンがお湯・お水ボタンに早変わりするものであります。

津幡町はすでに、自動販売機の会社とすでに災害協定を結んでおります。発災時には自動販売機の中にある飲料は無料になるところまでは承知をいたしておりますが、ただ先ほどの被災者の声にありますとおり、もう一歩進んで、一部の商品ボタンがお湯・お水ボタンに早変わりするものもありますので、検討をお願いいたします。

お湯が出るメリットを確認いたしますと、1番目、粉ミルクの調乳ができること。例えば100ccや定量のお湯が出るのも自販機ならではのことであります。

2番目にアルファ米の調理ができること。例えば100ccとか160ccの区切りができるということです。

3番目には、フリーズドライや備蓄食品の調理ができるなどです。

その他の特徴といたしましては、紙カップなので衛生的であります。

5番目には、哺乳瓶のないときでも紙カップの飲み口を変形させて利用することもできます。

6番目には、廃棄物は紙カップでありますので、重ねての処理が可能です。

7番目には、紙カップはコンパクトに処理でき、寒ければ燃やして熱源にすることも可能ですという大きな違いがあります。

津幡町では、現在災害協定を結んでいる自販機は缶や瓶専用の自販機であると思っております。

これからは一歩進んで、いざというときに幅広く活用が期待されるお湯の出るカップ式の自動販売機の導入の検討を提案させていただきます。

矢田町長に答弁をお願いいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員の災害対応型カップ自動販売機の導入につきましてのご質問にお答えいたします。

本町が管理する飲料の自動販売機は、役場庁舎や都市公園などの8施設に19台ございます。このうち、缶飲料を提供する自動販売機は17台あり、この全てが災害時に自動販売機内の飲料を飲

むことができる災害対応機種となっております。残り2台は、役場庁舎内に設置しているカップ自動販売機でございますが、現在、災害対応機種とはなっておりません。

自動販売機の設置は、利用者のニーズや設置場所の環境、衛生上の配慮などから、缶飲料の自動販売機が多く、カップ飲料自動販売機の納入業者は少ない状況となっております。こうした状況から、石川県内では災害対応型カップ自動販売機の導入は現時点ではございません。加えて、この自動販売機の災害時の活用には、非常用発電機等による電気の確保や水の確保が前提となり、そのことが導入が少ない要因と推察しております。

しかしながら、ご提案いただきました災害対応型の紙カップ自動販売機につきましては、災害時におきまして温かい飲料が飲める点、アルファ化米、粉ミルクなどの調理するお湯を確保できる点など利点もございます。

災害時には、避難所においては飲料用水や食料とともに、温かい飲料についても配慮してまいります。災害対応型カップ自動販売機の導入は、役場等の災害拠点における補完設備の契約更新時等において、選択肢の一つとして検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○向 正則議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ご答弁ありがとうございます。

熊本地震があったときにですね、ライフラインで一番早く復旧するのは電気というふうにお聞きしております。そういう意味では、確かにすぐには使えないかもしれませんが、その後、いち早く電源が復旧すれば利用することができると思いますので、ぜひ前向きにまた検討していただきまして、いち早い取り組みをお願いしたいと思います。

それでは続きまして、2番目の質問に移らせていただきます。

命の尊さを学ぶがん教育の推進をということで提案をさせていただきます。

平成16年12月に成立した改正がん対策推進法に学校や社会でのがん教育の推進を明記させるなど、積極的に公明党もがん教育を後押ししてまいりました。文部科学省としては、これまでにモデル校、3年間で延べ293校での授業実施のほか、教材の作成、外部講師登用のためのガイドライン策定など、体制づくりを進めてきているとのことでもあります。

公明新聞で紹介されておりました内容を一部紹介させていただきます。

がんへの理解を深め、命の大切さを学ぶがん教育。特に医師やがん経験者ら外部講師を登用した授業は教育効果が大きいとされ、東京豊島区で開かれた東京女子医科大学がんセンター長の林和彦教授による出張授業では、予防や検診の大切さを強調する授業の中で、「たばこを吸う人のがん手術は正直、とてもつらいものです」と外科医としての経験を語っておられました。会場のスクリーンには、喫煙とがん症状の因果関係を示す資料、映像が次々と映し出されていくと、生徒たちの表情は真剣な表情に変わっていたそうでもあります。豊島区立明豊中学校で行われ、がん教育の出張授業で、全校生徒約300人に加え、保護者や地域住民ら約100人が参加し、がんに関する知識を深めたそうでもあります。林教授は、医療の進歩に伴い、がんは治療が難しい病気から長くつき合う病へと変化していることを説明され、また生活習慣が予防に影響することや検診による早期発見が治療に有効であることも紹介されております。授業後、生徒から回収したアンケートには、「家族や知り合いにがん検診を勧めていく」、「大人になってもたばこを吸わない」、

また「がんで苦しんでいる人がいたら、勇気づけたり、優しく接したい」といった感想が寄せられたそうであります。

がんは国民病とも言われ、2人に1人ががんになり、3人に1人はがんで亡くなると言われる時代であります。現代は、がんやがん患者と日々普通につき合い、自然に向き合う時代となりました。そういった時代には、それに向き合うこと、つき合うことのできる知識と考え方と思いやりを持つことが必要な時代となってきましたので、町としてもがん教育の推進を強力に進めていただきたいと思います。

吉田教育長よりお答えをお聞かせいただきたいと思います。

○向 正則議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 命の尊さを学ぶがん教育の推進をとのご提案に対してお答えいたします。

近年の社会環境や生活環境の急激な変化は、国民の心身の健康にも大きな影響を与えており、ストレスによる心身の不調などのメンタルヘルスに関する問題やアレルギー疾患、感染症など、新たな課題が顕在化しております。

その中でも、がんは死亡原因の第1位を占める身近な病気であり、健康に関する国民の基礎的教養として身につけていくべきものとなりつつあります。

健康についての教育は、子どものころから取り組むことが重要であります。小中学校においては、文部科学省の学習指導要領にのっとり、主に保健分野において健康の保持増進と疾病の予防といった観点から、がんの予防も含めた健康教育を推進しております。

現在本町においては、中学校で保健体育の時間に、長期的な喫煙が肺がんや心臓病などを起こしやすくするなど、健康に与える影響の中でがんを取り上げております。しかしながら、がんそのもののやがん患者に対する理解を深める教育については、まだ十分であるとは言えません。罹患率の高いがんは、国民にとって重要な課題であることから、学校教育を通じてがんについて学ぶことにより、健康への関心を高め、正しく理解し、適切な態度や行動をとることができるようにすることは大切なことであります。

本町小中学校における今後のがん教育の推進についてですが、がん教育が健康教育の一環として行われることから、学習指導要領を踏まえ、中学校の保健体育科を中心に教育活動全体を通じて進めてまいります。その際、がんについての正しい知識とともに、その予防やがんと向き合う人々の取り組みにも関心を持たせることで、みずからの健康管理を適切にしようとする態度の育成を図りたいと思います。また、健康や命の大切さについては、小学校、中学校それぞれの発達段階を踏まえた内容で教育を進めてまいります。

自他の健康と命の大切さについて主体的に考え、ともに生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図るため、命の尊さを学ぶがん教育の推進に向けて努力してまいりたいと思います。

○向 正則議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ぜひとも進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、3番目の質問に移ります。

消防団応援の店の募集事業の導入をということで提案をさせていただきます。

全国でも消防団員の不足は深刻な問題となっております。当町にあっても現在4人が不足して

いると聞いております。その理由はいろいろあると思いますが、より魅力的な消防団員としての位置づけが大切ではないかと考えております。

数年前になります。消防団に理解のある、また団員に協力的な企業を推進する提案を行ったことがあります。その後、それが実施されておりました。またさらに、消防団を宣揚するケーブルテレビに消防団の広報番組を継続的に放送されていたこともあります。そのころ一時期ではありますが、100パーセントを維持していたころもあったように記憶をしております。近年はなかなか団員の充足率は、定員の100パーセントにはなっていないようであります。

2月16日の新聞に、金沢市消防局の記事が紹介されておりました。それは、地域ぐるみで消防団を応援してもらおうということで、団員を対象に割引などのサービスをする消防団応援の店を募集するとの内容でありました。団員の福利厚生を充実させ、団員加入の促進、さらには地域防災力の向上につなげるのが狙いで、日本消防協会（東京都）が全国の登録店舗をまとめるサイトを運営しております。県内で初めて参加するとの内容でありました。

サービスを行う事業者は、消防局に登録を申し込むと表示証が交付されます。サービス内容は、商品購入金額の5パーセント引き、ポイントが2倍になる、2,000円以上購入でようかん1本進呈などです。事業者にとっては、地域に貢献していることをPRするメリットがあります。団員は団員証を提示すればサービスを受けることができます。

金沢市消防局の担当者は、消防団を改めて応援していただくための一つの手段として導入すると発言をしておられたそうであります。

当町にあっても、団員の確保や魅力的な位置づけの確保のためにも、ぜひ積極的に導入を考えていただきたいと思います。

松浦消防長に答弁を求めます。

○向 正則議長 松浦消防長。

〔松浦清市消防長 登壇〕

○松浦清市消防長 消防団応援の店募集事業の導入をとのご質問にお答えいたします。

消防団員数は全国的に年々減少しており、昭和40年に約133万人いた消防団員は、平成28年4月現在で約86万人となり、30パーセント以上減少いたしました。

このため、公益財団法人日本消防協会では、防災の中核として活躍している消防団を地域ぐるみで応援し、消防団員の活性化と入団の促進を図ることを目的として、平成28年から全国消防団応援の店事業を展開しております。この事業は、飲食店や物品販売店、各事業所などの登録事業所を利用した際、管内の消防団員だけではなく、全国の消防団員やその家族が割引などの優遇措置を受けることができるものでございます。登録事業所では各自治体から消防団応援の店である表示証が交付され、店頭に表示することにより地域社会への貢献が図られ、集客効果が期待できます。

優遇措置の内容は、飲食や物品の購入などを行った際の代金の割引や施設入場料の割引、店舗ごとに設けられているポイントの加点など、登録事業所がそれぞれ定めるもので、消防団員であることを証明する団員証を提示することにより受けることができます。平成29年5月30日現在、全国16の県で店舗やホテルなど1,316事業所が登録しております。なお、県内では金沢市が3月から登録事業所の募集を開始し、6月から35の事業所でサービスの提供が可能となっております。

本町の消防団員数は、平成29年4月現在、地区の協力や消防団員募集活動などにより定員181

人に対し178人で、ほぼ消防団員数を確保しておりますが、議員ご指摘のとおり消防団応援の店事業の導入は、効果的な消防団員の確保と消防団活性化対策の一つであります。

今後、事業実施に向け、金沢市の対応を参考に町内の関係事業所への働きかけなどについて、具体的に検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○向 正則議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ぜひとも前向きに進めていただきたいと思います。

先ほど町長のほうからも津幡町の消防団、消防署員が活躍しているお話がありました。それにもお応えできるためにもしっかりと、また活躍している消防団員の方がやりがいのある、そういう環境を我々はつくってまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、4番目の質問に移ります。

インターネット上で税などの口座振替を申し込めるWeb口座振替サービス事業の導入をということと提案をいたします。

宮崎県門川町は本年3月からこの事業を始めたそうであります。地銀である宮崎銀行と連携した取り組みで、同銀行が開発したみやぎん収納プラットフォームを利用しております。時間や場所を気にせずに、パソコンやスマートフォンから税金などの口座振替の申し込みができ、町民の利便性向上につながるよう期待をされているそうであります。収納プラットフォームは4つのサービスからなり、ネットワークでの口座振替の申し込みや口座振替日の追加のほか、自治体と金融機関の間で口座振替データの受け渡し、滞納事務処理ができます。利用できるのは、宮崎銀行のほか、高鍋信用金庫、宮崎太陽銀行、ゆうちょ銀行の口座を持つ町民で、住民税や軽自動車税、保育料、奨学金など11種類あるそうであります。

同町ではこれまで、新たに納税などの口座振替を希望する際には、役場や金融機関に行って手続を行う必要があり、コンビニでの支払いが主流でありました。同事業によって口座振替がふえれば、印刷費や事務負担が軽減されることになります。

同町の住民からの声では、「いちいちどこかに行って手続をするといった手間がかからなくなるのはありがたい。夜中でもできるなど時間の制約がないのも魅力である」、「スマホで簡単にできるのは若い世代にとっても喜ばれるだろう」との期待の声があったそうであります。

ぜひ、Web口座振替サービスの導入の検討を津幡町でも行っていただきたいと思います。

石庫総務部長にお答えをいただきたいと思います。

○向 正則議長 石庫総務部長。

〔石庫 要総務部長 登壇〕

○石庫 要総務部長 インターネット上で税などの口座振替を申し込めるWeb口座振替サービス事業の導入をとのご質問にお答えいたします。

本町は平成22年度に町税のコンビニ納付サービスを導入し、納付方法を多様化して納税者の利便性と収納率の向上に取り組んでおります。現在はコンビニ納付の利用者が毎年増加する一方、納税者にとって納め忘れが少なく、また町にとっても金融機関に対する手数料が少ない口座振替を推奨しており、その新規登録者の獲得に努めているところでございます。口座振替利用状況につきましては、平成29年度の納付書作成時において、町県民税が29.7パーセント、固定資産税が52.9パーセント、軽自動車税が25.2パーセントとなっております。

ご質問のWeb口座振替サービス事業の地銀による自治体への対応については、北陸銀行ではす

でに事業を開始しておりますが、県内での実績は今のところないそうでございます。また、北國銀行においては現在準備の段階であると聞いております。

本町でも口座振替登録者の増加に向け、導入を検討してまいりたいと考えておりますが、導入に際しては、契約料やホームページ改修費、さらに1件当たりの処理手数料などの費用が発生することから、費用対効果などについて十分な分析を行う必要があると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

○向 正則議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 十分検討していただきまして、よければ採用をお願いしたいというふうに思います。

それでは、5点目の質問に移ります。

食品ロスゼロを目指して、町の取り組みについてお伺いいたします。

日本の食料自給率は約4割にとどまっておりますが、一方で食べられるのに捨てられる食品ロスは年間約632万トンと推計されております。その削減が喫緊の重要課題ではないでしょうか。また、食品ロス削減は、国連の持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられ、国際的な重要課題でもあります。

本年4月、新潟で開催されたG7農業大臣会合の宣言においても、食料の損失および廃棄が経済、環境、社会において非常に重要な世界的問題であることが明記されました。

さらに、食品ロス削減は食品事業者、消費者、行政それぞれにメリットがあります。過剰生産の抑制による生産、物流コストの削減や廃棄コストの削減、食費の軽減、焼却時のCO₂削減による環境負荷の軽減につながります。さらに、未利用食品の有効活用は、食品ロス削減のみならず生活困窮者等の支援にも資することができます。東京オリンピックが開催される2020年を目指し、世界の模範となるよう国を挙げて先駆的に取り組むべきであります。地方公共団体と連携し、以下の項目を含め、実現に取り組むべきであることを国に要望をいたしてもおります。

それを踏まえ、国と連携をとり、津幡町として今後の取り組み5項目について、質問をいたします。

1番目、加工食品の製造、流通、販売における食品ロス削減について。需要予測の精度向上により過剰生産の改善を図るとともに、3分の1ルールなど商習慣を見直す企業を拡大する。誤表示や賞味期限の近い食品については、廃棄の抑制を図り有効活用を促進する。

2番目について、飲食店等における食品ロス削減について。食べきれる分量のメニューの充実や残さず食べる運動など好事例を町内に展開する。また、外食の持ち帰りを推進するために、飲食店等や消費者に対し、安全に食べるための注意事項などの適切な情報提供を行う。

3番目、家庭における食品削減。食品在庫の適切な管理や食材の有効活用など家庭でできる取り組みの普及啓発を強化するとともに、食育、環境教育など好事例を展開、紹介する。また、未利用食品を地域で寄附できる環境整備を推進する。

4番目、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みの確立ということで、フードバンク等の取り組みを町内に展開し、未利用食品を必要とする人や施設等に届ける仕組みを確立する。そのために、フードバンク等が安定的に運用されるよう支援するとともに、食品の寄附を促進するために税制を含めた必要な支援を行っていく。

5番目、災害に備えた食品の確保ということで、地方公共団体等による災害備蓄食品の更新に当たっては、廃棄の抑制を図り、フードバンク等への寄附など有効活用を促進する。また、災害時にフードバンク等の活用を進めるために、災害時応援協定の締結や被災地とのマッチングなどを推進する。

以上5項目について、大変広範囲にわたる課題であります。総合的な観点から検討が必要であると思いますので、今回は梶田環境水道部長より前向きな答弁をお願いいたします。

○向 正則議長 梶田環境水道部長。

〔梶田和男環境水道部長 登壇〕

○梶田和男環境水道部長 食品ロスゼロを目指して、町の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

初めに、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる食品ロスは日本国内で年間約621万トンにも上り、そのうち約半分の339万トンが、食品産業の飲食店から発生していると言われております。

また、河北郡市広域事務組合の調査によると、平成27年度の河北郡市内の家庭や飲食店などの事業所から排出された生ごみの成分分析結果では、平均18.2パーセントが食品等の生ごみであり、平成25年度に比べ4.7パーセント増加しているとのことでございます。

このことから、ごみ減量化の推進の観点からも、食品を含めたごみの処理には多くの費用を要しております。ごみを抑制することは、廃棄コストの削減、焼却時のCO₂の軽減につながることから、これまでも行ってきた生ごみ処理機やコンポストの利用促進、水切りの徹底とあわせて、町の発行するごみカレンダーや町ホームページ等で町民や飲食店にごみの抑制につながるお願いを継続的に掲載したいと思っております。また、つばた食育推進計画（第2次）において推進している、学校や保育園給食において、残食ゼロを目指す取り組みも継続して取り組んでまいります。

次に、フードバンク等の活用については、食費の節約、廃棄コスト、環境負荷の削減が見込めることから、先進自治体の事例を調査、研究してまいりたいと考えております。

最後に、災害時の備蓄品については、本町では食料品として、水、アルファ化米、乾パンを備蓄しておりますが、賞味期限が近づいたものから順次、地域の防災訓練等で活用し、消費しております。その他の食料品については、民間企業と災害時における支援協力に関する協定を結び、食料品を確保、調達するとしておりますので、基本的には災害時の食料備蓄品に係る食品ロスは発生しておりません。したがって、備蓄品の更新時にフードバンク等を活用する考えは今のところありませんので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○向 正則議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ご答弁ありがとうございました。

非常にスマートで害のない答弁をいただきました。今回、この質問をさせていただきました意識向上といいますかね、啓発という意味合いが非常に大きゅうございますので、今後ともまた意識をしながらですね、ロスもないように、また環境面でもいい方向に進んでいきますように進めていただければというふうに思っております。

それでは、13番、道下政博からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○向 正則議長 以上で、13番 道下政博議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたしまして、午後1時から一般質問を再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午前11時53分

〔再開〕 午後1時00分

○向 正則議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

3番 井上新太郎議員。

〔3番 井上新太郎議員 登壇〕

○3番 井上新太郎議員 議席番号3番、井上新太郎であります。

私のほうから2点質問させていただきたいと思います。

第1点目は、毎日、新聞のトップ面をにぎわす北朝鮮問題でございます。

第1点目、北朝鮮ミサイル落下想定避難訓練を実施せよというテーマで質問させていただきます。

今月2日、国連安全保障理事会は、北朝鮮による弾道ミサイル発射を強く非難し、渡航禁止や資産凍結などの制裁決議を全会一致で採択しました。また3日、シンガポールにおいて日米韓の防衛相は、北朝鮮の核・ミサイル開発を地域および世界の安全保障に対する喫緊の脅威として、強く非難する共同声明を発表しております。

このように、北朝鮮問題は今日、国際社会にとって看過できない脅威であります。とりわけ最近隣の日本にとっては、国家存亡の危機にかかわる最大の脅威となっていると考えられます。ご承知のように、ことしに入って北朝鮮の弾道ミサイル発射は、5月29日現在、すでに12回行われております。中でも、3月6日に発射されたミサイル4発のうち1発は能登半島沖200キロメートルの近海に落下したと推定されています。また5月14日には、新型の中距離弾道ミサイル「火星12」の試験発射に成功したと発表しましたが、これは米アンダーセン空軍基地のあるグアムを狙う中距離弾道ミサイル「ムスダン」の改良型と見られております。このようなたび重なる発射実験の成功のもとに、金正恩委員長は「北極星2型」の大量生産を指示したというのであります。

アメリカの軍事専門家は、北朝鮮にはミサイルを36発同時に発射できる能力があると分析しており、多数のミサイルが同時に発射されれば自衛隊の迎撃体制は突破され、日本領土に着弾してしまいます。

もし、日本に核ミサイルが撃ち込まれればどうなるのか。個人はどうやって命を守るべきか。そして政府は、自治体はどう対処すべきか。今、これらのことを現実的に考えなければならないときが来ております。

去る5月22日、政府が4月下旬、弾道ミサイルが日本の領土に落下したとの想定で、中央官庁の担当者を集めた初の図上訓練を首相官邸で実施したとの新聞報道がありました。それに先立ち、すでにことし3月、秋田県男鹿市で実際のミサイル発射を想定して住民が避難する、初めての訓練を行っています。さらに5月に入って、青森県むつ市でも避難訓練が行われています。そして6月には、新潟県燕市でも実施の予定をしているとのことでもあります。

折しも、ことし7月10日には、大規模地震発生を想定した県民の一斉防災訓練、シェイクアウトいしかわが予定されております。また、我が町においても、これまでさまざまな防災訓練等を

行っておりませんが、今回のようなミサイル発射を前提とした訓練はなされたことがありません。

しかしながら、繰り返して述べておりますように、北朝鮮情勢をめぐる脅威は極度に高まっております。今や、我が町においても安全確保に向けた取り組みが加速されなければならないのではないのでしょうか。もちろん、いきなり町挙げての訓練というわけにはいかないかと思えます。

3月の男鹿市の訓練も、内閣官房を初め、消防庁、秋田県、男鹿市が共同して主催し、男鹿市住民110人が参加したとのこと。6月に予定されている新潟県燕市の訓練も、参加予定者100名程度の小規模のようであります。

したがって、ミサイルの避難訓練は、日本においてようやく緒についたばかりであります。しかし、それにもかかわらず、これほどの緊急事態が身近に迫っていることを知る人があまりにも少ないと言えます。

我が津幡町の町民への周知を進めるためにも、一刻も早い避難訓練が必要であると考えますが、矢田町長のご見解を賜りたいと思います。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 井上議員の北朝鮮ミサイル落下想定避難訓練についてのご質問にお答えいたします。

北朝鮮は2016年に36発のミサイルを発射し、2017年はすでに11発のミサイルを発射しております。4月29日の発射の際には、北陸新幹線の上越妙高―金沢間の運転を午前6時08分から約11分間見合わせるなど、社会活動にも影響が出ております。

ミサイルに対する注意喚起につきましては、4月24日には、町ホームページに弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動についてを掲載し、関連する石川県と内閣官房のホームページへリンクいたしました。また5月16日には、内閣官房国民保護ポータルサイトに、弾道ミサイル落下時の行動について（その2）が掲載されたことを、町ホームページの新着情報に掲載しております。また、町広報6月号におきまして、北朝鮮・弾道ミサイルの落下に備えて、ミサイルの落下に備えた行動の記事を掲載いたしました。

国が示すミサイル落下時の行動は、屋外にいる場合は、近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難をし、屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動するといった行動になります。このようにミサイル落下時の避難行動は、個々の状況や居場所に応じてシンプルな行動となりますので、まずは一斉の訓練の実施よりも、町主催の各種会議などで周知を進めたいと考えております。

7月10日に今年度で5回目となる県民一斉防災訓練シェイクアウトいしかわが実施される予定となっております。この訓練は、地震発生時の初期行動の訓練となっておりますが、ミサイル落下時の初期行動にもつながる訓練だと考えておりますので、多くの方の参加を求め、防災意識の高揚に努めたいと考えております。

今後、国からの具体的な訓練方法が示されれば速やかに対応したいと思いますが、まずはミサイルの落下に備えた行動の周知を図っていききたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○向 正則議長 3番 井上新太郎議員。

○3番 井上新太郎議員 ありがとうございます。

今しばし、ちょっと発射がやんでおりますが、その間も着々と性能の向上に国を挙げて取り組んでいることと思いますが、実際に日本上空にミサイルが飛んでこないことを祈るばかりでありますけども、先ほど町長も述べられましたとおり、まず知識を、そして私たちがその方法について日ごろから念頭に置きながら、そして実際のさまざまな訓練の中で応用していければと思っております。

今後ともまた、よろしくご指導お願いいたします。

続きまして、第2問目に移らしていただきます。

学校トイレの洋式化の現状と今後の対応を問うというテーマで質問させていただきます。

我が国の住環境は、豊かさと国民の生活意識の向上を背景に、旧来に比して大変さま変わりをしております。

その中で、トイレ施設について考えますと、現在、国内での洋式トイレの普及率は約9割とされています。そしてすでに四半世紀以前から、新築された家屋のほぼ100パーセント近くが洋式トイレになっているものと考えられます。したがって、こうした生活環境の中で育った子どもたちは、日常的に洋式トイレになれており、学校などの和式トイレが使えないというケースもあるように聞いております。

こうした状況を踏まえるとき、小中学生の教育環境の中において、子どもたちにとっては、学校は一日の大半を過ごす生活の場であり、健康への影響からも、また保健衛生の観点からも、学校トイレの洋式化は大変重要な課題であると考ええるものであります。

しかしながら、全国の小中学校のトイレの洋式化は、期待するほどに進んでいないように思います。平成28年11月10日の文部科学省の報道発表で、平成28年4月1日時点での公立小中学校施設のトイレの調査状況の結果を公表しております。その概要は、公立小中学校におけるトイレの全便器数は約140万個であり、そのうち洋便器数は約61万個（43.3パーセント）、和便器数は約79万個（56.7パーセント）であった。そしてさらに、トイレ整備に対する教育委員会の方針を聞き取ったところ、各学校で和便器よりも洋便器を多く設置する方針の学校設置者が全体の約85パーセントであったと公表しております。これらの調査結果から、全国平均でトイレの洋式化率は半数に至っていないことが分かります。

ちなみに石川県の実情は、洋便器44.2パーセント、和便器55.8パーセントであり、若干ですが、全国平均より進んでおります。とは申しまして、洋便器率は半数には至っておりません。近隣の市町においては、新規建築予定の学校施設には全トイレの洋式化をうたっております。

そこで、こうした状況の中において、当町におけるトイレ整備の現状をお尋ねいたします。

第1点は、町全体としてのトイレの洋式化率は、全国平均もしくは石川県と比較してどのような状況でありましょうか。

第2点は、学校建設年度や直前の改修年度の関係もありますが、小中学校別の洋式化の率はどうのような状況でありましょうか。

第3点は、今後、洋式化率の改善に向けた取り組みの予定はありますか。特に洋式化率の低い学校施設に関しての計画はありますか。

第4点は、子どもたちと教職員との共用トイレの学校はどの程度ありますか。また、こうした

学校トイレに関して、今後何らかの改善計画はありますか。

以上4点について、竹田教育部長よりご答弁をお願いいたします。

○向 正則議長 竹田教育部長。

〔竹田 学教育部長 登壇〕

○竹田 学教育部長 学校トイレの洋式化の現状と今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

ご質問1点目のトイレの洋式化率についてですが、小中学校における男子用小便器を除く便器数は、洋式が209器、和式が197器、割合は洋式が51.5パーセント、和式が48.5パーセントとなり、全国や石川県の平均よりも本町の洋式化率は高いものとなっております。

次に、2点目の小中学校別の洋式化率についてですが、学校別の洋式化率は、昭和54年度に建築された刈安小学校が13.3パーセントと最も低く、平成23年度に建築された一番新しい津幡小学校が78.6パーセントとなっております。なお、国内には和式トイレもあることから、子どもたちが対応できるように学校には和式トイレもあえて残しているものです。

本町のトイレの洋式化率につきましては、平成11年度以前に建築された小中学校では40パーセント以下と低い傾向にあります。これは、翌年度の平成12年度から学校の新築や大規模改修工事での洋式トイレの設置が国庫補助対象となったことによるもので、平成12年度以降に新築、大規模改修を行った学校においては洋式化率が69パーセントを超えております。なお、本町では平成21年度に実施した太白台、中条小学校での耐震化の大規模改修工事や笠野小学校の改修により、全ての学校で洋式トイレを設置いたしました。また、平成22年度には国の交付金を活用して、太白台、中条、条南、井上、英田、刈安、萩野台小学校と津幡、津幡南中学校の9校で計54器を洗浄型洋式便器に改修しております。

3点目の洋式化の取り組み予定と、4点目の子どもたちと教職員の共用トイレの学校につきましては、平成28年度は、条南、井上小学校と津幡、津幡南中学校の4校で計9器を洗浄型洋式便器に改修しております。共用トイレにつきましては、笠野、英田、刈安、萩野台小学校の4校が共用となっております。これら4校は、いずれも平成元年度以前に建築された学校で、大規模な改修工事が行われていないことによるものです。

今後の改修につきましては、平成29年3月に津幡町公共施設等総合管理計画を策定しており、学校の改修やトイレの洋式化等につきましても、今後はこの計画に基づき検討を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

○向 正則議長 3番 井上新太郎議員。

○3番 井上新太郎議員 ありがとうございます。

今お聞きしました、特に刈安小学校の洋式化率が非常に低いという数字がありまして、今後その改善に力を入れていただけるということでもありますけども、できる限り早くという希望を持って、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○向 正則議長 以上で、3番 井上新太郎議員の一般質問を終わります。

次に、1番、森川 章議員。

〔1番、森川 章議員 登壇〕

○1番 森川 章議員 議席番号1番、森川 章です。

本日は4点の質問をさせていただきます。

まず初めに、1点目の質問は、民間ビジネスの一業種のサービスのことであり、一般質問の内容に適切であるかどうか考えましたが、多くの町民の皆さまからいただく声でもあります。あえて質問させていただくことにしました。

津幡町に民間ビジネスサービスであるファミリーレストラン、カフェを誘致せよということがあります。

津幡町に何があったらいいのか、どんなサービスが必要かなどと、町民の皆さまと話す機会があります。20代、30代、40代の家族の方々から、よくファミリーレストランがあればいいなという声を耳にします。

この津幡町の人口で、なぜファミリーレストランがないのでしょうか。素直に疑問を持ちます。

大型ショッピングセンターのアル・プラザ津幡に併設して開設してもよいのではないかと思います。また他チェーン店が進出してもおかしくないのに、なぜ津幡町にないのか、不思議なくらいであります。アル・プラザ津幡の店長と話す機会があり、会社上部には申請はしているが、なかなか出店までとはいかないということでありました。

そしてカフェですが、津幡町の近隣の市には有名チェーンの店が次々と出店し、ブームもあってか、かなりの店舗が見られます。津幡町に有名なカフェがあったらいいのという声が聞かれます。20代、30代、40代、50代、60代と幅広い年代から聞かれます。現在も、津幡町内の喫茶店でお茶をする方々も多いですし、また近隣の市町にある店舗でも多くのお客様が見られます。ときに金沢市内やのカフェやかほく市内のカフェで津幡町内の方々とお会いすることもよくあります。

ファミリーレストラン、カフェ、両方とも民間ビジネスのサービスですから、町が決定することではありませんが、町のにぎわいとして、町民が望むサービスとして、津幡町にあったらいいサービスとして考えたいと思います。

そこで、ファミリーレストラン、カフェを誘致するとともに、カフェを公共機関に誘致する考えを提案したいと思っております。

現在、文化会館シグナスには喫茶店がありますが、ほかにチェーン店のカフェを誘致してみてもいいのでしょうか。それはスターバックスであったり、タリーズであったり、有名店がよいのではないかと考えます。大切なのは、公共機関にこそあるカフェではないかと考えます。ショッピングモールの中にあるカフェはよく見かけますが、公共機関内にあるからこそ、町民に開かれた町がアピールできるとともに、公共機関での機能のすばらしさやPRも行えると思います。また、地代収入も見込めると思われます。文化会館シグナスは、平日も多くの方々が利用する場所であり、さらなる活性化にとってはとてもいい空間だと思います。今ある喫茶も多くの方々が利用していますので、相乗効果が生まれるように併設することで、多くの年代が利用できるのではないのでしょうか。

公共機関で、金沢大学病院内に有名チェーンのカフェが2店舗ありますが、新しいイメージを感じることができ、近隣の方々が、病院の利用者だけではなく、多く利用しています。人が集う場所には発信力もあると考えています。

しかし、今でき上がってしまっている施設にさらにというのが難しいのかもしれない。そこ

で、庁舎建てかえの計画がされていますが、その計画の中にさらなる計画として検討していくこともよいと考えています。

ファミリーレストラン、カフェを要望する声は、本当によく町民の皆さまから聞かれる声です。ぜひ、いろいろな方面から検討していただきたく、町の所見をお伺いしたいと思います。

矢田町長、よろしくお願いいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 森川議員の民間ビジネスサービスであるファミリーレストラン、カフェを誘致せよとのご質問にお答えいたします。

本町には全国的に有名なファミリーレストランやカフェがなく、多くの町民から誘致の要望があることは承知しております。

私もみずから積極的に誘致活動を行っており、平成23年度からこれまでの間に7社と交渉しております。そのうち1社は、実際に本町まで視察に来るなどかなり前向きに検討していただきました。しかしながら、それぞれの会社では厳しい審査基準が設けられており、検討審査の結果、その基準に満たなかったため、現在も立地には至っておりません。ある会社では、審査項目100点満点中90点以上でないと立地しない。そんなふう聞いております。引き続き、あらゆる手段を探りながらも、ファミリーレストラン等の誘致を目指してまいりたいと思っております。

なお、役場庁舎の建てかえ計画の中で、カフェ誘致も検討してはどうかということでございますが、これから建て直し計画を具体化していく中で、一つの選択肢としてあげさせていただきたいと存じますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○向 正則議長 1番 森川 章議員。

○1番 森川 章議員 ありがとうございます。

町長の熱い思いで行動してくださっていることを聞いて、町民が今なぜないのかなという思いも、もっと実ればいいなという思いにまたつながればなと思います。また、改めて熱い行動をしていただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

観光客を誘致するべきイベント、方法、計画について問うということで質問させていただきます。

4月下旬から5月初旬にかけてゴールデンウィークであり、多くの観光客が観光地を訪れました。

津幡町も観光客を、交流人口をふやしていくために、体験型観光交流公園の計画や日本遺産登録に向けた働きかけをしています。また、春、夏、秋と、さまざまなイベントが生まれ、津幡町をPRすべく、職員が出ています。他市町、県、都市部などでPR活動をしています。この活動には、大変頭が下がる思いであり、毎週のようにイベントに出ている活動を通じて、多くの方々に津幡町を知っていただき、津幡町に訪れていただきたいと思います。

そこで、観光客をどう呼び込むのか、何の社会資源、観光資源をPRしていくべきなのかを考えたとき、数年先の体験型観光交流公園完成の前に、多くのPRを計画するべきだと考えています。

津幡町の大きなイベントを考えると、倶利伽羅さん八重桜まつり、つばた町民八朔まつりや社会人選抜相撲選手権大会、つばたレガッタなど、イメージが津幡町民へ向いたというか、内向きなイベントのように感じています。各イベントは歴史もあり、年々進化している状況も分かります。相撲大会は、内閣総理大臣杯であり、すばらしい大会でもあります。多くの町外の方々に来ていただけるチャンスであるとも考えています。

ゴールデンウィークに多くの観光客を誘致していた近隣のイベントとして少し気になったのは、敦賀のツツジ祭り、高岡のつつじ祭りなどです。私も見に行きましたが、確かにすごい人でした。ツツジが津幡町の花なので、なおさら気になったのですが。

倶利伽羅さん八重桜まつりも多くの観光客が訪れていますが、倶利伽羅西之坊鳳凰殿で行われていた花詣りで咲いていたツツジは大変見事でしたが、もっと多くの人が来られてもよいのではと感じました。PRが不十分なのかも感じています。

近年は、各自治体がこぞって観光客を呼び込もうとしている様子がよく感じ取れます。また、各自治体が一丸となって経済効果を生もうとしている様子があります。

観光地として多くの方々に津幡町を知っていただき、来町していただくためにも、もっと練った計画や多くの方々の意見や協力をさらに膨らましなが、観光を核とした計画を立てていく集団が必要に感じています。町主導ではなく、商工会や観光ボランティア、地域の振興会などがさらなるスクラムを組んで計画を練っていくべきだと感じています。

観光イベントを立ち上げるような単発ではなく、今、各イベントをさらに発展させて、いろいろな方法の知恵を出す集団が必要と考えますが、町の所見をお伺いしたいと思います。

河上産業建設部長、よろしくお願いいたします。

○向 正則議長 河上産業建設部長。

〔河上孝光産業建設部長 登壇〕

○河上孝光産業建設部長 観光客を誘致するべきイベント、方法、計画について問うとのご質問にお答えいたします。

北陸新幹線が開業して2年3か月が過ぎ、石川県内への観光客は、開業前の平成26年度と比べ、平成27年度は約15パーセントの増、平成28年度では約13パーセントの増と、現在も多くの観光客が訪れております。

本町といたしましても、この効果を最大限に生かし、観光客を取り込むため、さまざまな組織や委員会などが参画し、観光交流施策を実施しているところでございます。

津幡町観光協会は、町商工会や観光ボランティアガイド、町内の事業主などで組織されております。年間の事業としては、町内外における観光物産展の開催やキャラクターグッズの製作・販売、八重桜まつり事業への協力や先進地視察など、多岐にわたって活動しております。

つばた町民八朔まつりでは、町商工会青年部や石川高専の学生など、町民の有志の方々が中心となり、運営委員会を組織し、祭り全体の運営を行っております。

河北郡市内では、河北郡市観光企画委員会が、ほっと石川観光プラン推進ファンドの運用益による観光魅力づくり推進事業補助金を活用し、河北郡市内の観光スポットを周遊する河北潟周遊バスツアーや音楽イベントと観光PRイベントとの共同企画である倶利伽羅にぎわいフェスタの開催など、観光協会や商工会、JA石川かほく、旅行代理店などと連携しながら、河北郡市エリアへの観光誘客に向けたさまざまな取り組みを行っているところでございます。

今後も、これらの組織や委員会などで実施する事業をさらに充実、推進するため、指導、助言を行いながら、観光PRの充実にも努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
以上でございます。

○向 正則議長 1 番 森川 章議員。

○1 番 森川 章議員 たくさんの団体が活動しているということと、またたくさんの団体がいろいろな方面から考えているということもお聞かせいただきました。ありがとうございました。

これから各自治体が、自治体間で競争しながら観光というものをPRしていくことになっていくと思いますので、また津幡町のオリジナリティーのあるもの、そしてまた、津幡町のいいところを、もっとさらにPRできるように努めていただければと思います。

よろしくお願いします。

それでは、3点目の質問に移ります。

特別支援学級の円滑な学級運営を支える仕組みづくりについてということで質問させていただきます。

町の小中学校で、現在、9小学校に15クラス、2中学校に4クラスの特別支援学級が設置されています。学校では、特別支援学級教員と特別支援教育支援員と他の教職員が連携しながら、学級経営を行っています。中でも、県の配置以上に津幡町独自で予算をとり、特別支援教育支援員は、平成26年度4人増の15人設置、平成27年度は3人増の18人設置、平成28年度は1人増の19人設置と適正配置を進めていただいき、円滑な支援に努めていただいていると思っております。今後もさらなる要望も高くなり、必要と思われるので、きめ細かな現状把握と学校の実情に応じた配置をお願いしたいと思います。

そこで、特別支援学級の円滑な学級運営において、生徒と教員、支援員との人間関係についてですが、年度末に教職員の異動が発表され、構築していたであろう人間関係を一から新たに構築しなければいけなくなることがあります。成長の過程において、新たな人間関係を構築し、多くの人と交わることは重要と考えますが、教員の異動が発表されてから離任式までの期間、また講師などの教員は新聞等での異動が発表されないので、離任式で異動を初めて知るといったようなことになります。このことは、県のことであると思われるので難しいとは思いますが、普通学級の子どもたちなら、後々、理解をすることができたとしても、知的な障害やコミュニケーション障害などを持つ子どもたちには、大変酷な話であると思われます。彼たち、彼女たちは、急激な変化に対応しにくく、パニックや情緒不安定など、思考と行動のバランスが取りにくくなります。また、教員だけではなく支援員も同様のことが言えます。

特別支援学級の円滑な学級運営とは、一に人間関係であります。人間関係こそが、彼たち、彼女たちを大きく成長させ、社会での適応能力の向上につながります。少しでも心の準備や理解を進める期間を設けることができるならば、日々の情緒安定につながるのではないのでしょうか。教員、支援員ともに、異動の移行期間の検討をお願いしたいと思います。

また支援員は、3月末、9月末の採用期間であると思われますが、この期間を教員と同じ3月末、年度末にするのではなく、採用期間をずらすことによって、教員も支援員も一度に異動なんて事態を避けることができるのではないのでしょうか。なかなか手がなく、採用期間がずれ込むこともあると聞いていますが、町の採用する支援員の採用期間を年度末にしないことで、人間関係をスムーズに行えるように思います。

町の所見をお伺いいたしたいと思います。

吉田教育長、よろしくお願いいたします。

○向 正則議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 特別支援学級の円滑な学級経営を支える仕組みづくりについてお答えいたします。

特別支援学級は、今年度、町内の小中学校では小学校15学級、中学校4学級、計19学級が設置され、合わせて39人の児童生徒が在籍しております。学校は、在籍児童生徒一人一人に応じた個別の支援計画を作成し、きめ細かな支援ができるよう努めています。その作成に当たっては、学級担任のほか特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員等の教職員はもちろん、当該児童生徒の保護者にもかかわっていただいております。特別支援教育においては、児童生徒とその保護者の思いに十分寄り添って行われることが大切であると考えます。

さて、ご質問の心の準備や理解を進める期間を設けることについてです。

現在、教職員の定期人事異動の発表は、年度末の3月24日が基本となっており、講師の配置決定も例年そのころになっています。その後、新年度の学級担任を決めていくことになりますが、正式に学級担任が決定するのは、4月1日、年度の最初の職員会議の日です。

担任がかわる場合は、新年度に円滑につなぐため、学校内においては児童生徒の特性の理解や指導上の配慮事項等を確実に引き継ぐようにしています。また、新年度始業式の日よりも前に、新担任と保護者が面談して指導方針の確認や配慮すべきことなどを共通理解しておくことも有効な方法です。また、新担任と児童生徒が春休み中に顔合わせを行っておくと、新年度への不安を軽減することができます。このような取り組みは、特別支援学級だけでなく、通常学級の配慮の必要な児童生徒に対しても有効な方法で、実際に効果が見られています。年度末、年度始めとも学校は忙しい時期ではありますが、児童生徒が少しでもスムーズな新年度のスタートができるよう配慮しております。

最後に、特別支援教育支援員の配置の時期についてですが、雇用のタイミングもあり、採用の時期をずらすことは難しいと考えます。そのようなこともあり、支援については児童生徒との関係性も考慮した上で配置するよう努めています。原則、頻繁な配置がえは行わず、児童生徒の成長を少し長いスパンで見ながら支援できるよう配慮しています。

全ての児童生徒が楽しく学校生活を送り、保護者が安心して子どもを学校に送り出せるよう、特別支援学級の円滑な学級経営を支えるための支援を行っていくとともに、特別な配慮の必要な児童生徒への対応も含めて、研修の場を設け、各校で丁寧に進めることができるように努めていきたいと思います。

○向 正則議長 1番 森川 章議員。

○1番 森川 章議員 再質問ではありませんが、大変きめ細やかな配慮をしているということで、今お聞きしました。

保護者の方々からも何人かお声かけいただいた中で、先生がかわるんじゃないかとか、講師の方がかわるんじゃないかとか、その2人が一遍にかわるんじゃないかという不安を聞きます。この、一遍にかわるんじゃないかという不安は、ちょっとやはりかなり負担にはなりそうなので、誰か知っている方が残っていただくということは結構大きいことではあると思いますので、また

いろいろな面で配慮を進めていただければと思います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、4点目の質問に移ります。

中学校での部活動とクラブチームのあり方について考えを問うということで質問させていただきます。

津幡町では、現在、多くのジュニアクラブチームが運営され、多くの小学生が日々スポーツを行っています。そして、その経験を生かし、中学校に進むと部活動でスポーツを行っています。中学校での部活動は勝敗だけではなく、人間形成の大きな礎となり、子どもたちは部活動を通じて大きく成長します。その反面、プロフェッショナルスポーツとレクリエーションスポーツという言葉が分類されるように、強くなる、勝敗を重要とする考えにいろいろな考えがあります。

ジュニアのクラブチームでは、小学生だけではなく、中学生、高校生、大学生とスポーツを通じて活動を広げているチームや競技もあります。サッカーなどは、部活か地域総合スポーツクラブのチームかという選択になっており、金沢市、内灘町、かほく市、七尾市などのクラブチームでサッカーをプレーする子どもたちもいます。それは、仲間や指導者の関係や目指す方向性が明確であり、本人の目的に沿う形になるからだと思われています。元来、部活動は、教育の重要なものではあったのですが、中学教職員の業務多忙により、また子どもたちや親たちが指導者を求める傾向であり、大きく変革をしているのだと思っております。競技は、サッカーだけではなく、水泳、テニス、卓球など、クラブチームで活動する子どもたちもふえてきています。

いろいろなこの現状を考えるに、競技の専門的指導者、コーチの重要性が求められているのだと感じています。大会組織運営は中体連、競技団体などいろいろなことがありますが、今後、将来的には地域総合スポーツクラブでの、中学ジュニアクラブチームの運営なども踏まえた考えが必要であろうと考えています。

津幡町は将来どうしていくのか、町の所見をお伺いしたいと思います。

吉田教育長、よろしくお願いいたします。

○向 正則議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 中学での部活動とクラブチームのあり方について考えを問うについてお答えいたします。

中学校の部活動は、教育課程外の学校教育の一環として行われており、スポーツや文化および科学などに親しませ、意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであります。

森川議員のおっしゃるように、中学校の部活動は人間形成の礎となり、子どもたちを大きく成長させることが期待できます。そのことを念頭において、顧問の先生方は勝敗だけにとらわれることなく、生徒一人一人の人間的成長を促す指導を心がけて指導に当たってくれています。しかし、中には専門でない競技を担当する先生もおり、そのような場合は技術的な指導において難しさが見られます。部によっては、外部コーチに専門的な指導をお願いし、顧問をサポートしてもらっています。今後も、部活動においては教職員の配置状況を考慮し、地域の指導者や協会の方々のお力もお借りしながら、実りある活動ができるように支援を図っていきたいと考えております。

一方、クラブチームには、その協議や種目の専門的指導者がいます。指導者は、その専門性に

加え、長期にわたって継続的に指導できることから指導の一貫性が期待できるので、より高い技術の習得や競技力の向上が期待できます。また、中学校にはない競技や種目の選択が可能なことから、自分により適した競技に取り組めるということもあります。ただし、クラブによっては活動終了時間が遅いということもありますので、学習面に影響が出ないように気をつけていかなければなりません。近年は、競技力の向上には生活面の指導が不可欠であるという考えから、人間形成の基礎を大切に指導される指導者の方々も多くなっており、子どもたちの健全な成長に貢献していただけるものと期待しております。

町教育委員会では、部活動においては、今後も学校教育の一環として生徒の人間形成を主眼においた指導が行われるよう支援していくとともに、地域の指導者の方々を対象とした研修会の開催等、指導者の育成も図りながら地域のスポーツの振興に貢献できるよう努めてまいりたいと思います。

○向 正則議長 1 番 森川 章議員。

○1 番 森川 章議員 ご答弁、ありがとうございました。

3 月の質問でもしました学校を核とした地域力の向上ということを考えてときに、スポーツを通じて地域とつながっていくということは、すごく重要なことの一つの手段かなと思っています。地域のスポーツ指導者が、学校の生徒たちの競技の指導をするということで、さらなる学校のあり方というものも見直されるのではないかと思います。3 月のその地域力、文部科学省が言っている学校を核とした地域力の向上ということも踏まえて、今後、いろいろなあり方を考えていただければなと思っています。

今後とも、またご指導のほどよろしくお願いいたします。

これで、1 番、森川 章の質問を終わります。

ありがとうございました。

○向 正則議長 以上で、1 番 森川 章議員の一般質問を終わります。

次に、5 番 西村 稔議員。

〔5 番 西村 稔議員 登壇〕

○5 番 西村 稔議員 5 番、西村 稔です。

2 問質問させていただきます。

3 番目に洲崎議員の質問に対して、私が質問したいことのほとんどを答弁されたように思います。矢田町長は、安倍内閣支持率を上回る、何と 83.5 パーセント以上の強い支持者が支えているわけであり、また知事からも矢田町長の実力を認められたわけでありますので、そういうことを踏まえて、もっと積極的に町を発展させ、都市化するようにお願いしたく、また迅速に対応していただきたいために、通告してありますので、質問いたします。

まず初めに、人が定住するまちづくりについて、町長に質問いたします。

回復傾向にあるとはいっても、日本経済は徐々に閉塞し、悪循環し続けております。その最たる中身は少子化であります。生きるためにお金がかかり過ぎます。

少子化を防ぐには、お金がかからない行政を行うことが重要かと思えます。学費、医療費、公共料金の負担にお金がかかり過ぎます。生活しやすいまちづくりが必要であります。国、地方行政は、全て税金で賄われていることは事実であります。その使い道こそ重要であります。町として、幼児から高校生までの学費の無料、医療費の無料、公共料金の不負担化、子育て世帯に助成

を行うことで少子化が解消されると思います。全国からそういう町に住みたいと人々が集まってきます。

町長は、未来創造、第5次津幡町総合計画基本構想の中には、体験型観光交流公園、いわゆるもみじ公園を掲げ、30年後には津幡町民がもみじを見て楽しむ町にしたいと明言されております。これは税金で実現することには何ら間違いありません。一般的には公園は短期間で実現できるものでなければなりません。例えばアジサイ公園、カキツバタ公園、アヤメ公園、チューリップ、コスモス、ヒマワリ等の公園です。また、農業振興と言われますが、農業はちょっと観光に来てみてできるものではありません。私そのものが農家で生まれ育ち、農作業もしましたが、いまだ農業に関して詳しくはありません。そう簡単に農業を営むことはできません。

津幡町の将来展望は、生活をするためにお金のかからない町を目指すことが、最大の町を発展させることだと思います。学費、医療費、公共料金に負担がかからないまちづくりを目指すことこそ必要であります。

まちづくりに対してどのようにお考えですか。

安心、安全は、防災、防犯、交通事故だけでは安心できません。安心は生活しやすく、教育、文化、スポーツのレベルが高いことが必要であります。

これらのことについて、行政としてどのように携わっていくか、矢田町長にお尋ねいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 西村議員の人が定住するまちづくりをとのご質問でございますが、議員みずからも言われましたとおり、午前中の洲崎議員のご質問に、詳細に分かりやすくお答えしたとおりでございます。

西村議員の言われるような、学費、医療費、公共料金を全て無料にするという政策は、本町に限らず、健全な行政運営を目指す自治体にとって、受け入れることのできない提案だと思います。町政の運営は、目の前の課題のみに対応するのではなく、将来の子、孫、さらにその先の世代まで継承していけるような、長期的な展望を持ちながら臨まなければなりません。

そのような中、全ての行政サービスを税金で賄おうとすれば、町民の皆さまにさらなる負担を強いることになり、サービスを受ける方、受けられない方に不公平感が生まれます。効果が限定的で特定の人に限られる行政サービスのためには、応益負担の原則にのっとり、一定の費用を負担していただかなければ公平性は保てません。

また、体験型観光交流公園についてのご質問につきましては、整備事業の趣旨、施設の内容、財源を含めた事業計画等について、議員の皆さまにも何度か説明しており、詳細な資料もお渡ししております。いま一度、それらをご確認いただければ、今回のようなご質問内容にはならないのではないかと考えております。西村議員におかれましては、当該公園の整備事業を含む平成29年度予算案に賛成していただいていることから、ご理解をしていただけたものと考えておりました。

町民の皆さまの安全、安心な生活のためには、防災、防犯対策の充実や教育、文化、スポーツの振興も含め、さまざまな施策をバランスよく行うことが必要であり、これらの充実のためにこれまでも取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、住みよいまちづくりに全力で取り組んでまいり所存でございますので、よろ

しくお願いいたします。

以上です。

○向 正則議長 5 番 西村 稔議員。

○5 番 西村 稔議員 ありがとうございます。

第1問目の質問の回答を聞きまして、2番目の質問にしつこいようですが、また言わせていただきます。

よろしくお願いします。

残された任期の今年度中にどのような指針をもって行政を行うかについて、町長に質問いたします。

矢田町長の任期も余すところ10か月になりました。

のびのびとした気楽で魅力ある町には人が寄ってきます。津幡町の第5次総合計画を見ても、平成38年の将来人口も何ら現状と変わっておらず、町を発展させる施策は、私には見当たりません。先般の3月議会の一般質問において、洲崎議員も補足的に、近隣市町に比べ、活気が停滞しているのではないかと指摘されております。のびのびと気楽で住んでみたい、魅力あるまちづくりをするためには、教育、文化、人間性等を高める必要があります、金沢市からも津幡町に移住したくなるような計画が必要だと思います。

停滞する町勢の現状を打開する上で、希望を持てる大胆なビジョンが必要だと思います。温水プールや体験型観光交流公園、竹橋地区に計画している新駅だけでは、単に一部の人だけが便利になるだけです。

特に竹橋体験型観光交流公園については、もっともっと多くの意見を聞き、研究し、せっかくある現森林公園の活用等について県と積極的に議論をきわめることも、体験型観光交流公園についてもっと議論することが、今大事なことだと思います。町民も体験型観光交流公園については、全くといって議論されていないといっても過言ではありません。執行部の説明によれば、この公園の整備には、年間1億円ずつ10年間かけて進めていくと聞いています。確実に体験型観光交流公園が完成するまで、国庫補助金の交付がつく保証があるのか疑問に思います。そして、整備後の維持管理費も年間1億円かかるとも聞いております。年間1億円の維持管理費は、当町の予算121億2,300万から見て1パーセントにも満たず、大きな支出ではないということでもあります。また、真っ赤になったもみじのポスターを東京駅に張るのが夢だとも言われています。30年後には、私を含め町長も生存しているわけは微塵にもありません。だから何のために公園をつくるのか、私は大きな疑問を抱いております。さらに丁寧な説明が必要だと思っております。例えば各地区の区長さん方に区民の声が、本当にこの公園の整備することに賛成なのか聞いていただき、いま一度真剣に検討していただきたいものであります。

町を発展させるためには、例えば河北潟干拓地に肥沃な山間地の土を持っていき、水はけをよくし、質のよい農産物をつくり、加工工場や売店等をつくったり、ことし金沢港に、10月までに54隻立ち寄る大型クルーズ船が来ます。船客を誘客したり、塩害のない津幡町に各企業が進出してくることを積極的に支援することが大事かと思えます。

平成28年9月議会の一般質問で、角井外喜雄議員が町の都市構造について、にぎわいゾーンの拡大のため、農業振興地域の除外、見直しを訴えておられます。津幡駅を活用して、河北潟の干拓地活性化を図る大きな役割を担う幹線道路を新設するとか、場合によっては、河北潟干拓地以

外の農業振興地域を除外して都市化を図り、人口も5万人を超え、市政を引く計画を立てること、過疎化の激しい山間地域の小学校に生徒をふやすための施策を強力に進めることを願うものであります。

また、倶利伽羅トンネルに支障が生じたとき、河合谷を通る国道471号が代替道路となるよう、能瀬地区より河合谷まで新たな幹線道路を新設するとか、河北郡市の中で大学がないのは津幡だけであります。積極的に大学誘致に取り組むとか、いろいろと取り組まなければならない課題がたくさんあります。

よく耳にする言葉に、あなたの声を県政にと、国・県と太いパイプがあると聞いておりますが、過去7年間余りにどのような事業が太いパイプで実現できたのか、詳細に説明していただきたいものです。

県とのパイプを太くするためには、副町長を2人制にして、県から出向して活躍していただく方法を取らなければならないのではないのでしょうか。

規制を緩和し、町民がスピーディーに許認可を受けられるようにすることが、町長の仕事ではないですか。

庁舎の継ぎ足し増築計画が早くなったと聞いておりますが、現庁舎の玄関は階段になっており、町長を囲んだ写真を撮るには便利かと思いますが、車椅子も利用できません。このような庁舎に増築しても、気楽に乳母車や車椅子の利用者や高齢者は訪れることができません。

〔「知らんがなかそんなことも。スロープついとるがいや」と呼ぶ者あり〕

……と言ったら、車椅子が逆戻りするようなスロープがあると言われると思います。

〔議席から笑い声あり〕

全てが万事言いわけ、または検討するの行政にしか見られません。

〔「農業公園も賛成したやろ」と呼ぶ者あり〕

副町長の坂本氏は、町長を補佐するため、全職員に失敗がないよう全力投球で臨んでいるように思われます。そのため職員が萎縮してしまい、新しい発想も生まれなくなっているようにも思われます。本来、行政は町民ファーストでなければならないと思います。もっとも町民のための町民を向いた仕事をすべきかと思いますが、こういったところを改善していただきたいものです。

矢田町長の3期目の公約は、誰もが言う安心、安全だとか、いまだ計画だけの温水プールや竹橋地区に体験型観光交流公園をつくる総仕上げに向けてをスローガンにして、町民に信を問われるのですか。

また、残る10か月の間で何をなされるのか、矢田町長の胸のうちを明らかにしていただきたいと思います。

〔「誰が書いたんや、それ」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 町長は今年度中どのような指針をもって行政を行うかのご質問にお答えいたします。

まず、いただきました通告書は非常に長文でございますが、ほとんどが伝聞や推察、もしくはご自身の都合のよい理解の範囲による感想、思いでしかないようでございます。そのことにつき

ましては議論する必要もありませんし、する気にもなりません。

その上で、はっきりとしているご質問についてのみお答えさせていただきます。

まず3期目の公約とのことでございますが、私は自身の3期目への出馬の有無については、言及したことはありませんので、答えようがありません。

次に、残る10か月間で何をなされるのか、胸のうちを明らかにしてほしいとのことでございますが、さきの議会3月会議におきまして、詳しく所信表明をさせていただいたとおりでございます。平成29年度の各種取り組みを、着実に進めてまいりたいと考えております。

なお、1つだけ補足させていただきますと、体験型観光交流公園の30年後は、お前もう生きておらんやろというような話でございましたけども、私は、自分のために体験型観光交流公園をつくるわけではございません。将来の津幡町のために、私は大事な仕事であるという思いで、ことしからかかる予定をしておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

その他、いろいろご提案もあるようでございますが、ご意見として伺っておきたいと思います。以上です。

○向 正則議長 5番 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 いろいろとありがとうございました。

洲崎議員のときにも丁寧に説明を受けましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○向 正則議長 以上で、5番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたしまして、午後2時25分から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午後2時12分

〔再開〕 午後2時25分

○向 正則議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、日本共産党の塩谷です。

4点にわたり、質問をいたします。よろしくお願いいたします。

まず1つ目です。学校給食を無償化するよう求めるものです。

子どもの貧困が問題になっています。その実態はなかなか分かりづらいのですが、統計では6人に1人の割合で子どもたちは相対的貧困の状態にあります。具体的な状況把握には幾つかの自治体が行っているように、生活の様子を尋ねるアンケートが必要ですが、当町では実施する意思はないようでとても残念です。

私は、子どもの貧困に対する施策として2点の要望を述べます。

1つ目は、学校給食費の無償化です。

全国的にも給食に対する助成を実施する自治体はふえてきています。全日本教職員組合が2015年度に実施した各自治体独自の給食費助成制度の調査では、1,740区市町村の回答で次のような実態が分かりました。基本的に設置者が負担する水光熱費などを除き、給食にかかわる保護者負担を直接軽減する補助制度があると答えた自治体は19.3パーセントでした。このうち全員対象で全額補助、いわゆる無償化制度は45自治体、全員対象で一部補助は84自治体、多子世帯への補助

は40自治体でした。また、西日本新聞の調査によりますと、九州7都道府県233の市町村の約3割、47自治体が何らかの助成を行っていることが分かりました。石川県でも中能登町では第2子から無料、加賀市が第3子から無料、志賀町では第2子から無料となっています。

津幡町でも給食費の無償化制度をぜひ実施していただきたいと思います。

2点目ですが、就学援助において学校給食費の全額を助成するという事です。

学校給食費の無償化が実施されれば2点目のこの要望は必要ないのですが、実施されないのであれば、せめて就学援助では全額の助成を実施していただきたいと思います。

就学援助を受けている方からお話をお伺いしました。ことしから中学校においては入学前に就学援助が受けられるようになり、大変喜んでおられます。しかし、中学校へ行くと部活動の出費が多くなり、やりくりで苦心していると聞きました。子どもの希望に沿うように部活動を始めると、部活動専用の夏、冬のジャージ、バッグ、シューズなど経費がかなりかかるといいます。心配なく部活動ができるように援助が受けられるようにしていただきたいと思いますが、公平性の観点からいうと希望はかなえられないというお返事を町からは以前にいただきました。

そこで観点を変えまして、中能登町、金沢市のように学校給食費の全額を就学援助で助成していただけるともう少し余裕が持てるのではないかと思います。2016年秋の石川県社会保障推進協議会による自治体キャラバンでは、多くの自治体は学校給食費の70～80パーセントを助成しているとのことです。先に述べた自治体のように、全額の助成になれば経済的にも少しは楽になるだろうと思います。

学校給食費の無償化および就学援助での給食費全額助成を求めます。

町長にお尋ねいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の学校給食の無償化についてのご質問にお答えいたします。

現在、本町では津幡町就学援助規則に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費、新入学学用品費、修学旅行費、学校からの治療勧告のあった医療費などについて一定額の援助を行っております。また、平成28年度からは新たに、翌年度中学校入学者を対象に、就学援助費のうち新入学学用品費の支給時期を前倒しして、入学前の3月までに給付ができるよう、制度の見直しを図ったところでございます。

就学援助費につきましては、平成17年度の三位一体改革により国庫補助制度が廃止され、一般財源となった経緯があります。その際に学校給食費も含めて河北郡市で足並みをそろえた基準、金額で対応していたものであります。

就学援助費のうちの学校給食費につきましては、現在のところ、小学生には1人当たり年間3万4,500円、中学生には3万9,500円の支給を行っており、保護者からの集金額の約60パーセントに当たる額となっております。なお、本町の学校給食は自校で調理を行っており、共同調理場を採用している市町と比べますとスケールメリットがないことから、その支給割合は少し低くなると思っております。

また、別事業にはなりますが、学校給食に関しましては、一等米、米粉パンの提供や米飯給食の週1回の増加などの学校給食支援事業を実施しており、その額は年間約200万円となっております。

学校給食の無償化、あるいは就学援助制度において学校給食費を全額支給することについては、現在のところ考えておりませんが、本年度、文部科学省の要保護児童生徒援助費補助金交付要綱が改正され、国の補助の対象となる要保護児童生徒の新入学学用品費等の単価が見直されたことを受けて、本町の就学援助制度の各支給額の見直しも検討しているところでございます。

全ての子どもが、それぞれの家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦していけるよう、保護者の教育費負担の軽減に向けた取り組みを、引き続き調査、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○向 正則議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 再質問ではありませんが、給食費の無償化および就学援助での給食費全額助成を求めましたけれども、津幡町の学校給食は、さっきおっしゃいましたように自校方式で行っているわけで、これは大変大事な制度だと思っておりますし、各学校の給食費にも違いがありますので、無償化は難しい面もあると思います。

しかし、きのうNHKで子どもの貧困の問題も取り上げておりましたけれども、待ったなしの問題だと思いますので、今本当に子どもの貧困が問題になっているときですので、行政として取り組めるところは、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますと思っております。子どもが経済的事情で苦しまなくていいように、制度的に援助していただきたいと思います。一度に無償化っていうことはできないにしても、何らかの助成を検討していただければいいなという思いを伝えておきたいと思っております。

そして、先ほど文科省のほうから通達があつて、各要保護児童への支給の見直しが行われるだろうということもお聞きしましたので、大変それはうれしいなと思っておりますので、ぜひよろしく前に進めていただきたいと思います。

2点目について、お尋ねをいたします。

国保の都道府県単位化の進捗状況とその内容をお伺いしたいと思います。

2015年5月に、持続可能な保険制度改革を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が成立し、2018年度から国保の保険者は都道府県と市町村になります。従来との違いは、都道府県が国保財政運営を行うということです。制度改革の最大の狙いは、医療費の削減だと思います。厚労省の試算では、団塊の世代全てが75歳以上になる2025年には、医療給付費が大きくふえることを懸念し、国保の都道府県単位化を行うことにより、医療費の抑制、提供体制の適正化を行おうとしているのだと思います。

2018年度以降の保険税は、都道府県事業費納付金を算定する。市町村ごとの事業費納付金を算定する。そして、都道府県ごとの計算方法で算出した標準保険料率を計算する。そして、市町村独自の計算方法で市町村保険税を決定するという順序で決まっていくものと聞いています。

昨年11月には、都道府県から厚労省に第1回の試算結果が、ことし1月末には第2回の試算結果が報告される予定でしたが、多くの自治体がいまだに公表していないようです。

そこでお尋ねいたします。

ことし1月末には第2回の試算結果が報告されることになっていますが、石川県では納付金標準保険料率の試算結果はどのようになっているのでしょうか。

国民健康保険は、法に明記された社会保障制度です。都道府県単位化されても社会保障に値す

る制度運営をするべきです。また、国民健康保険運営方針はあくまで国の自治体への技術的助言で、保険料賦課決定権限と予算決定権はこれまで同様、市町村にあります。都道府県の運営方針に地方自治権を侵害しないように明記させることが必要だと思います。

今後、標準保険料率を参考に当町の国保税の論議がなされると思いますが、町民の立場で議論していただきたいと思います。

町長の考えをお尋ねいたします。

……ごめんなさい。町民福祉部長ってなっていますね。すみません、先に町長にお聞きしようと思っていて、申しわけありません。

町民福祉部長、お願いします。

○向 正則議長 小倉町民福祉部長。

〔小倉一郎町民福祉部長 登壇〕

○小倉一郎町民福祉部長 国保の都道府県単位化の進捗状況とその内容についてのご質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険の都道府県化に伴い、石川県への納付金および標準保険料率については、これまで本年1月と3月の2回、県から試算結果が提示されました。しかしながら、国からの平成30年度以降の1,700億円の公費拡充が今の試算には未算入となっていることや納付金の算定方法等の見直しが検討されていることから、現時点での試算結果は精度が低いものとなっております。したがって、今後も試算額が大きく変わる可能性があることから、来年度保険者となる県からは、現時点でまだ公表できる段階ではないと指示されておりますので、ご理解願います。なお、県の試算等を含めた制度改革スケジュールでは、来年1月中には、市町ごとに県から示されることとなっております。

今後、本町の保険税率の決定に関しては、国民健康保険の運営に関する諮問機関として、被保険者や保険医および公益を代表する委員で構成されております町国民健康保険運営協議会の意見を聞く必要もありますし、議会にお諮りする必要もございます。

国保の都道府県化に伴う、保険税率の改正等につきましては、今後県から示される標準保険料率にもよりますが、安定した事業運営を図るため激変緩和措置も検討しつつ、これまでと同様、適正な保険税率となるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○向 正則議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 先ほどは失礼いたしました。

今お聞きしましたら、来年の1月にならないとはっきりしたことは答えられないということだったのですが、再質問になるかと思います。

そうなったときに、4月からは実施ということになると思いますので、1月に決まって4月に実施となると、その意見を議会に諮られても、なかなかもう意見をいうようなあれってできないんですよね。もう少し早くに、どうなるかっていうことの報告はいただけないものなのでしょうか。

特に心配しておりますのは、もっと早くに試算公開したときに、かなり保険税が上がっている市町村がありまして、これではちょっと大変っていうのを私読んだことがありますので、一番心配しているのは、そこなんです。

そういうことにならないようにということを思いますので、これは1月じゃないとどうしても

だめなのか、もう少し早くには言っていただけないのかということをお聞きいたします。

○向 正則議長 小倉町民福祉部長。

〔小倉一郎町民福祉部長 登壇〕

○小倉一郎町民福祉部長 先ほども述べましたように、今、現時点では、石川県からの今後のスケジュールは、1月中でないと標準保険税率等も示されないといったようなことになっておりますし、もし保険税の大幅な増減、特に税率アップといったようなことになるとすれば、先ほども述べましたように激変緩和といいますか、そういう基金のほうからの導入も含めて、また検討したいと思っております。

○向 正則議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 分かりました。

もし、どうしてもっていうときには、激変緩和という措置も考えるということをお聞きしましたので、よろしくお願いします。

少し国保についての意見も最後に述べさせていただきたいのですが、今国保では加入者の所得が低くなっていると思います。しかし、保険料は高いという構造的矛盾が深刻になっています。住民の命と健康を守るはずの公的医療保険が、過重な保険税負担で被保険者を苦しめ、滞納した人には短期保険証や差し押さえなどで貧困に追い打ちをかけるということにもなっています。

国保が都道府県単位化することによって、国民の負担が減らされるように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

また、2017年3月の国会論戦では、差し押さえなどの滞納処分をめぐりまして、児童手当などの公的給付が送金される専用口座は差し押さえができないこと、滞納者の実情を把握しないまま一律に処分をかけることは適切でないこと、滞納処分の執行により、滞納者を生活保護基準以下の所得状況に落とし込むようなケースは処分を停止すべきことなどが、厚労省から答弁として出ています。当町でもそういうことはないようにということも、一緒にぜひよろしくお願いしたいと思います。

3つ目の質問に移らしていただきます。

3つ目は、地域総合事業により介護事業はどのように変わったのかということをお尋ねいたします。

本年度から要支援1、2の方へのサービスが介護給付から外されて自治体が実施する地域総合事業に移行しました。以前にお聞きしましたときには、施設と言ったらいいいんでしょうか、事業所ですね。介護事業所を利用している方はそのまま利用できる、介護事業所への単価もなるべく今までのまま行うということでしたが、それに変わりはありませんでしょうか。

先行実施している自治体の状況を聞きますと、介護事業所でのサービスに対して、今までの70パーセントでやってほしいと言われたところもあり、それではやっていけないと、サービスの提供をやめた事業所もあるとお聞きしています。また、先行実施している自治体からは、介護からの卒業という言葉も聞きます。つまり介護サービスに頼らず自分の力で生活するということです。国が要介護状態の維持、改善度合などの結果に応じ交付金を増額させることに呼応しているのではないかと思います。

自立を目指すのは大変いいことですが、それは丁寧な支えがあってこそできることです。ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の方にとって、通所介護を利用することは外へ出る機会がふえる

ことであり、体を動かしたり、人と話したりすることができる大変意義のあることだと思います。年を重ねても健康状態を維持できるのは、さまざまなサービスがあり、その方に合った支えがあるからだと思います。

私の知り合いのお年寄りも、訪ねていくと起き上がって話をなさるのですが、誰も訪ねてこないベッドでテレビを見て過ごすことが多いと言います。デイサービスがもっと利用できないものかと思うのですが、費用のことを考えるとできないと言われます。また、デイサービスでは利用者さんと話が通じ合わないの、話ができる場所があればいいなということもお聞きしました。本人が必要と感じていることができるようにすることこそ介護の基本だと思います。

私の母親のことをお伝えしまして、介護のあり方の提案をさせていただきたいと思います。母親は現在96歳でひとり暮らしをしています。こちらに来ないかと何度も誘いましたが、こちらにはっていうのは私の里の綾部なんです、こちらには友達もいる、畑もあり、野菜や花の世話をしていると気分がよいと言いますので、今も一人で暮らしています。以前からデイサービスや地域の集い、ここでいういきいきサロンに当たると言いますが、何度も誘って、一、二度は行ったことがあるのですが、続けたいとは言いませんでした。まだ自分のことは自分でできるのに、近所の方のお世話になるということに抵抗があるようです。その母親にことしから楽しみがふえました。毎週、通所型サービスすこやかシニア教室に行くことになったのです。すこやかシニアを対象としたデイサービスと考えればよいと思います。朝10時に、事業所から車が迎えに来てくれます。午前中はお風呂に入ったり、健康体操をしたりします。昼食は5つ、6つある小鉢に盛られたおかずを自分の食べられる分だけ持ってきて食べます。とってもいい味つけだそうです。デザートもあるってということで、大変喜んでいました。食後は利用者で後片づけをします。午後は俳句や書道、ゲーム、カラオケ、おやつづくりなど、さまざまな活動が行われます。3時にはまた車で送ってもらいます。ここでは地域の方のお世話になるという感覚はなく、自分たちで協力して生活しているという気持ちで気楽に過ごしているようです。気の合う友達もできて大変楽しいようで、すこやかシニア教室に行った日は、大抵電話で楽しかった様子を教えてください。

私の里になりますが、綾部市では地域によって形態は違いますが、すこやかシニア教室という、元気なお年寄りが集う場所が市内8か所につくられています。介護事業所が運営しているので、車での送迎があり、母親も安心して出かけています。65歳以上の方で、市の生活サポート会議で利用が認められた方が利用しています。費用は、利用料298円、送迎費200円、入浴料50円、食事代400円で、1回の利用料は948円、月4回利用すれば3,792円、5回利用すれば4,740円となります。コーヒーは飲むときに10円を出します。利用者は1割負担で、9割は市の介護事業費から出されているとのこと。65歳以上であれば、認定を受けられなかった一般の方も利用することはできますが、入浴料が500円、送迎はありません。母親の行くシニア教室には十四、五人が来ておられます。毎週4回開催されているので、60人ほどが利用していることになります。今後、開催日はふやしていく予定だそうです。

津幡町でも元気会がつくられています、入浴や食事の用意などもできると、より利用しやすくなるのではないかと思います。津幡でも事業所に委託したすこやかシニアに対する通所型サービスの数をふやすことも必要ではないでしょうか。

地域総合事業の中で、介護事業所の利用は今までのようにできるのか、これが1点。

介護事業所への委託単価は今までどおりなのか、これが2点。

すこやかシニアに対する通所介護をふやすことはできないのか、これが3点です。

この3点について、町民福祉部長にお尋ねいたします。

○向 正則議長 小倉町民福祉部長。

〔小倉一郎町民福祉部長 登壇〕

○小倉一郎町民福祉部長 地域総合事業により介護事業はどのように変わったかのご質問にお答えいたします。

本町では、介護保険制度の改正により、ことし4月から介護予防・日常生活支援総合事業、通称総合事業でございますけれども、を開始し、訪問型、通所型および生活支援とそれぞれのサービスを展開しております。

初めに事業所の利用に関してですが、要支援認定を受け、これまで利用していた方々については、総合事業の申請を行うことで、今までどおり同様のサービスを受けられます。また、新規にサービス利用を希望される方は、要支援認定を省略して、基本チェックリストによる指標を用いて判断し、サービス利用につなげております。

次に単価については、介護保険サービスとして利用していたときと同額の単価で事業所に委託しており、利用者負担についても従来どおり1割もしくは2割負担で何ら変わりはありません。

最後に、すこやかシニアに対する施設介護をふやすことはできないのかのご意見ですが、利用者の安全性とサービスの質の確保を維持するため、今のところ緩和した基準で行う事業の実施は考えておりません。

現在、総合事業を始めて約2か月経過いたしました。サービス利用者やご家族からは、相談してからスピーディーにサービスが利用できたのご意見もいただいております。

今後はサービスの利用実態を把握しながら、利用者のニーズやサービスの提供体制を整備し、官民一体となって、介護予防・日常生活支援総合事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○向 正則議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 私がお尋ねしました1番、2番についても、今までどおりということで大変安心いたしました。総合事業を利用される方も安心だと思います。

それからすこやかシニアに対することですが、これ以上のことは今考えていないということですが、私の母親の様子を見ていると本当にそれがあっているなということを思いますので、そういう方がたくさんいらっしゃるんじゃないかと思います。できたら一度、視察をなさると大変いいのではないかとお勧めをしておきます。できたらまたそういう新しいやり方っていうのもぜひ考えていただければうれしいなということをすごく思っています。本当に元気になりましたので、随分違うなと思いました。

実際今されていることでも、利用者さんのニーズとか提供の内容とかも今後考えていくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になります。

公立保育園の民営化に歯どめをとということで質問いたします。

平成20年11月に検討された保育園の民営化計画で、町内にある実生保育園と住吉保育園は改築に合わせて民営化となりました。ことし3月の民営化計画では、さらに中条南保育園、太白台保育園、能瀬保育園も民営化することになりました。平成20年の計画では、公立保育園または民営

化として存続となっていました。順次改築と同時に民営化となったわけです。

公立保育園または民営化として存続となっていたものが、どうして民営化と決まったのかとお尋ねしましたところ、改築する際に民営でないと、国から補助金がないという理由でした。また、以前に津幡町に民営化の方針が出された背景には、経費の削減という考え方も大きかったと思います。人件費を初めとする運営費では、職員の平均年齢が高い分、公立保育園のほうがコスト高になっていると思いますが、さまざまな年齢の職員がいるからこそ、離婚して祖父母が子育てしている家庭や若くして親になり戸惑っている家庭など、さまざまな家庭にも幅広く支援できるのではないかと思います。経験豊富な職員がいることは保育にとって、とってもメリットだと思います。

教育や保育には町が責任を持つというのが本来のあり方だと思います。保育園改築に係る国の補助は、公立保育園を対象外にすることが大もとにあるわけですから、国に対して粘り強く公立保育園の整備に係る補助金を要望していくことも必要だと思います。

町は限りなく民営化への方向を考えているようですが、それぞれのよさを生かすためにも保護者の考えを受けとめるためにも、公立と私立の保育園があることが必要です。私立保育園にはそれぞれ特別の理念があり、その理念に基づいた実践が行われています。また、公立保育園では園長と保育士が話し合いや研修を重ね、地域とのつながりも大切に考えて、よりよい保育を目指して実践しています。また、公立保育園には異動があり、さまざまな保育観や方法を学ぶ機会があるともお聞きしています。

学校と同様、地域に広く活用されている大切な財産として、公立保育園を残すべきだと思います。国の保育政策が大きく変わり、町として公立保育園の改築を担っていくことは大変なことは分かりますが、今後、子どもの数が減り民営ではやっていけないとなっては大変困ります。

教育や保育は自治体が責任を持つという本質は曲げないでいただきたいなと思います。

子育て支援課長さんの答弁を求めます。

○向 正則議長 羽塚子育て支援課長。

〔羽塚誠一子育て支援課長 登壇〕

○羽塚誠一子育て支援課長 公立保育園の民営化に歯どめをとのご質問にお答えいたします。

本町の町立保育園の民営化に関しては、平成14年に国が公立保育所の民間への運営委託等の促進の方針を示してから、平成18年に有識者による津幡町保育園運営等検討委員会を設置し、今後の運営等について提言を求めました。その後、同委員会から平成19年2月に提出された答申をもとに、平成20年に民営化計画を定め、平成22年度に住吉保育園を、平成25年度には実生保育園をそれぞれ改築、民営化いたしました。その後も、建築から40年以上経過している園もあり、民営化を基本に常に整備方法を内部で協議しておりましたが、先般の5月議会全員協議会において、改めて今後の中長期的な町立保育園の民営化計画についてお示しいたしましたところです。

今回の計画は、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行による保育情勢の変化や、平成28年4月の一億総活躍社会の実現に向けた取り組みの開始による女性の就労促進に伴う保育ニーズの高まりも想定した上で、認定こども園の普及と老朽化した施設の改築による保育環境の改善をより計画的に進めるため、具体的に整備時期も明示し策定したものであります。

本町が町立保育園の民営化を推進する理由としては、国による公立保育園の運営費の一般財源化や公立保育園の施設整備に対する財政支援が削減された一方で、民間に対する国の財政支援は

継続されており、民間保育施設は、多様化する保育サービスを国の補助制度を活用し、柔軟に機動的に、かつ積極的に取り入れた事業が展開できることが挙げられます。

しかし、保育の実施義務は自治体にありますので、今後の保育運営についてはこのような状況を踏まえ、より安全な施設で子どもの健やかな成長を最優先にした上で、多様化する保護者の保育ニーズにも迅速に対応し、仕事と子育ての両立支援を図りながら町立保育園の民営化を推進し、保育環境の充実に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○向 正則議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 再質問はいたしません。

国の政策が大きく民営化ということになっているので、それを受けての町の施策だと思いますが、公立保育所には福祉的な側面っていうのも大変大事な面としてあるように思いますので、慌てないようにいろいろ検討しながら進めていただきたいなと思います。

これで、私からの質問を終わります。

○向 正則議長 以上で、10番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、2番 竹内竜也議員。

〔2番 竹内竜也議員 登壇〕

○2番 竹内竜也議員 2番、竹内竜也です。

6月会議一般質問、しんがりとなります。緊張感を持って、2項目について質問いたします。

まずは、感染症の早期探知と健康リスク管理についてです。

仮に新型インフルエンザが大流行したとする場合、当然未体験の領域であるため、その生じ得る被害はもとより、損失にあってははかり知れないわけですが、私たちの生活、そして経済活動の面でも大きな影響を及ぼすであろうことは容易に想像できます。

厚生労働省によるこれまでの被害想定では、国民の4人に1人が罹患し、従業員の4割が欠勤するものとされていたようですが、先般、新たに政府としては初となる経済的損失の試算に関する検討を始めたことが明らかになりました。

平成26年4月改定の津幡町新型インフルエンザ等対策行動計画によれば、新型インフルエンザ等発生時の被害想定、社会への影響について、町民の25パーセントに当たる約9,400人が8週間程度の流行期間内にピークをつくりながら順次罹患するものと想定されており、その中の2週間程度と予想されるピーク時にあっては目に見積もられているようですが、従業員の5パーセント程度が罹患したことによって欠勤するものとされています。さらに続く記述に注目すべきではないかと考えますが、罹患した家族の世話、看護などが必要となるために出勤が困難となる方や不安により出勤しない方を見込んで、ピーク時には最大40パーセントが欠勤するものとされています。あくまでも想定であるとはいえ、町民生活、町内における経済活動に対しても、決して小さくないダメージを与えるであろうことは容易にイメージできるのではないのでしょうか。

新型インフルエンザ等感染症と同列に扱われるべきものではないかもしれませんが、例年のように猛威を振るう季節性のインフルエンザやノロウイルスによるものなど、免疫力が低く、体力も弱い方を中心とした集団発生が想定されるような感染症に対しては、当然平素からの取り組みが予防と拡大を防ぐ鍵を握ることは間違いありません。

県内ではこの4月中に麻しんの感染が確認され、先月の23日付で流行の終息が発表されたところ

ろですが、感染が発覚した当初における情報の少なさが、人々の間に不安を抱かせることにつながったのではないのでしょうか。当然、罹患したことについて責任がない当事者のプライバシーに対しては、慎重な配慮がなされなければならないことは言うまでもありませんが、リアルタイムでの正確な情報の収集、提供、そしてそれが共有されることが、感染症の予防と拡大の防止に不可欠であることを再認識させる事案となったのではないのでしょうか。

各種の感染症予防と拡大を防止するには、予防接種がすぐれた効果を発揮するであろうことは間違いのないわけですから、その啓発と接種費用に対する助成は重要であり、継続、拡充が図られるべきです。そしてあわせて、まず何よりも、町内、近隣市町における発生状況に対し、常に鋭敏であることこそが求められるのではないかと考えます。

そこで伺いたいのですが、感染症法で分類されている感染症類型については、感染症発生動向調査によって収集された情報を県から受け取り、当町における状況の把握や町民および関係機関に対する情報提供へとつなげておられることだと思います。特に感染が身近で、かつ急速に拡大しやすいインフルエンザなどについては、健康リスク管理の面から、本来、リアルタイムでの情報収集、提供が必要になるうかと思えます。

しかし、感染症発生動向調査の場合、医療機関に義務づけられた届け出時期について、緊急性が求められていない感染症類型、これは5類に分類されているものに多いかと思いますが、こうしたものについては、実際の流行時期との間にはタイムラグが生じているのではないかと。あるいは、必ずしも全てを把握しているわけではないため、定点種別によっては早期に流行の兆しを的確に捉え、予測することは困難なのではないかという素朴な疑問も生じます。

感染症発生動向調査およびその他の公式情報を基本とすべきことはもちろんですが、感染症を早期に探知し、町民の健康リスク管理につなげるために取るべき対策、課題について、健康推進課長のご所見をお聞きいたします。

○向 正則議長 葉名健康推進課長。

〔葉名貴江健康推進課長 登壇〕

○葉名貴江健康推進課長 竹内議員の感染症の早期探知と健康リスク管理についてのご質問にお答えいたします。

現在、感染症に関しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、通称感染症法でございますが、感染症法において、感染症サーベイランス、いわゆる感染症発生動向調査を行い、感染症の発生状況を正確に把握、分析し、その結果を的確に提供、公開することとなっております。感染症の種類により全数把握と調査指定医療機関を設けて把握する定点把握の2種類があり、どちらも医療機関から保健所長を経由し、都道府県知事に届け出ることになっております。

石川県では、県保健環境センターが発生動向調査の情報を集計、分析を行う機関となっており、その結果を、石川県を通して各市町に感染症の注意喚起情報が提供されることとなっております。また、季節性インフルエンザについては、感染症法で定点報告による感染症と定められており、流行入り、注意報、警報の3段階の情報が町に提供されています。

現在本町では、その情報を保育園、学校など関係機関に提供するとともに、ホームページやケーブルテレビに掲載し、町民の方への啓発を行っております。なお、感染症の種類によって対応は異なってきますが、今後さらに緊急性の高い感染症につきましては、津幡町メール配信サービ

スを活用した情報提供も検討してまいりたいと考えております。

本年4月の麻しん患者の発生につきましては、感染症対策における予防接種の重要性を再認識いたしましたところであります。

今後は、町民の方々に予防接種の重要性の理解を求めながら、接種率の向上を図るとともに、日ごろから県と連携のもと、情報を関係機関や町民に的確に提供および共有し、感染の拡大防止に向け、今後とも取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○向 正則議長 2番 竹内竜也議員。

○2番 竹内竜也議員 今ほどの葉名課長のご答弁の中にも、サーベイランスシステムという言葉が登場したわけなんですけれども、これについては、例えば市町ごとの学校で導入されて、特に小学校であったり保育園なんていうのは、集団で生活されていますし、非常に濃厚な接触をするということで、そこが集団発生の源になったりするというようなことで、リアルタイムでの情報収集、あるいは早期探知に威力を発揮しているというようなこともあるようです。

ご答弁にもあったんですけれども、特に緊急性を要するものについては、情報をしっかり収集して、町民の皆さんにもメール等でしっかりと注意喚起を促していくということなので、今の段階ではそうとしか多分おっしゃることができないんだろうと思いますが、特に免疫、体力いずれも弱い小さなお子さんとか、あるいはご高齢の方、そしてその周囲の方が不安を抱くことがないように、早期探知であったり、健康リスク管理を万全に期していただきたいなと申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

2項目めは、パブリックコメントのあり方についてです。

ある一定の政策、制度について、行政が意思決定する前の段階で原案等を公表し、これに対する意見を住民から募り、寄せられた意見を考慮した上で最終的な決定を行う仕組みとして、パブリックコメントの制度が各地の地方自治体でも採用されているところです。

この制度は、政策形成過程や執行過程から疎遠になりがちな住民に対して参画の機会を提供し、自治体政治に主体的な関与を認めることによって、自己決定の機会を最大限尊重するとともに、自治体政治に対する責任をある程度分担できる制度として重要であるとも思われ、また自治体行政に対する学習機会を提供する手段としての機能も果たしているのではないかと考えられます。そしてさらには、行政の側からすれば、情報公開や説明責任を果たすための制度として、住民との信頼関係を醸成するという面でも機能するのではないのでしょうか。

しかし、本当に住民参加の機会拡大につながり、そのニーズを的確に捉え得る制度となり得ているのか。実効性のある制度にしていくためには、検討を要する課題が存在していることも指摘されているようです。

その一つとして、対象となる案件のジャンルによっては、提出される意見の数に偏りが生じやすいことが挙げられているようですが、関心が高いと思われる行政分野、例えばまちづくりに関する基本計画、指針や公共施設の建設計画など、社会生活を送る上で身近といえる案件については、一般的に意見が多く寄せられる傾向が認められるようです。これとは逆に、理念性の強い案件など実生活との距離感が遠いものに関しては、意見なし、あるいはそれに準ずるような結果が多く見られるのが現実のようです。

もちろん、当町でも町民参加の機会を拡大することを目的として、一定の場合にパブリックコ

メント手続が実施されているわけですが、例えば第5次津幡町総合計画の策定に当たって実施されたパブリックコメントに対しては、4人の方から9件のご意見が寄せられています。これに対し、津幡町障害者福祉計画2017（案）のような高度の専門性を要する案件については、意見なしとなっているわけですが、一般的な傾向と同様の結果が認められるといえるのではないのでしょうか。

意見が寄せられない、寄せられにくい原因としてはほかに、公表された案件に対する情報量、理解が不足していること、学識経験者らによって構成される行政内部の審議会等で練りに練った最終的な素案が示されるため、意見する余地が少ないことや意見提出の方法が限定されていること、あるいはパブリックコメント制度自体、そもそもあまり知られていないことなどが考えられているようです。

第4次津幡町行政改革実施計画から継続し、第5次の同計画でもパブリックコメント制度の推進が取り組み事項として掲げられているわけですが、実施内容としても同様のことが示されているように、意見実績の調査、分析、容易な意見提出方法について不断の検討を積み重ねていくことが求められているのではないのでしょうか。

そこで3点について質問いたします。

1点目です。津幡町パブリックコメント手続要綱では、第3条で対象について定めています。それによれば、手続の対象となる町の基本的な政策等の策定について、第1号から第3号までに具体例が挙げられており、続く第4号ではその他として、実施機関が必要と認めるものとされています。対象となり得る基準、案件とでも申せばよろしいのでしょうか。ここでいう実施機関が必要と認めるものとして、どのような場合にパブリックコメント手続を実施され得ることが想定されているのでしょうか。

続いて2点目です。当町では町の基本的な政策等の策定に当たって、要綱に基づいたパブリックコメント手続が実施されているわけですが、こうした手続を経ることの意義についてどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

また、パブリックコメント手続で寄せられた意見、あるいは情報ということもあるかもしれませんが、それらが考慮されたことによって、政策等の策定に当たり何らかの影響を及ぼした、あるいは反映されたと申したほうが適切でしょうか、そうした実績はあったのでしょうか。

最後、3点目です。この要綱では、第5条で政策等の案の公表等については、当該政策等の策定の意思決定を行う前とされており、それは言わずもがなのことでありますが、政策等の策定スケジュールなどを勘案すれば、最終的な意思決定を行う前の段階でパブリックコメント手続が実施されることになると考えられるのではないのでしょうか。対象となる案件が公表されるタイミングが、その寄せられる意見や情報の内容、意見のある、なし、意見の出しやすさについても少なからず影響しているのではないかと思います。

町民との協働による町政の推進に資する制度として機能させていく上で、パブリックコメント手続として諮るタイミング、適切な実施時期についてどのようにお考えでしょうか。

以上、総務課長にお聞きいたします。

○向 正則議長 吉田総務課長。

〔吉田二郎総務課長 登壇〕

○吉田二郎総務課長 パブリックコメントのあり方についてのご質問にお答えいたします。

本町では、町政に関する町民との情報共有および町政への町民参加の機会拡大を図り、町民との協働による町政を推進することを目的として、平成20年4月よりパブリックコメント手続要綱を策定し、運用いたしております。

まず、最初のご質問のパブリックコメント手続の対象として、津幡町パブリックコメント手続要綱第3条第4号に規定される実施機関が必要と認めるものの想定されるものについてですが、現在まで15の案件についてパブリックコメントを実施しておりますが、この第3条第4号を適用したという案件はございません。今後の具体的な想定について、今挙げることはできませんが、パブリックコメント制度の趣旨を鑑み、広く意見をいただくため、個別の案件ごとに適正に対応をしてみたいというふうに考えております。

次に、パブリックコメントの手続を経ることの意義についてでございますが、意見を募集することにより、町の政策についての理解、共有が図られ、町民と行政の協働が実現する手だての一つになるものと捉えております。また、いただいたご意見の一つ一つを検証し、回答をさせていただくことにより、町と町民の方とが直接、双方向で町の政策について意見を交換する機会にもなっております。

次に、町民等から寄せられた意見が考慮されたことによって、政策等の策定に当たり、何らかの影響を及ぼしたことはあったのかについてですが、第5次津幡町総合計画における基本構想（素案）および基本計画（素案）に関するパブリックコメントでは、いただきましたご意見の検証をもとに、実施に向け取り組みを始めたという事例もございます。例えば住みよい都市基盤づくりの中で、墓地の不足に加え、核家族化による需給のバランスの崩れから「お墓が持てるか不安である。合葬墓の建設計画を願いたい」とのご意見があったことから、新たな墓地形態、多様化する需給に対応した墓地整備を推進すると計画に明記をいたしました。この合葬墓につきましては、本年度に実施設計を行う準備を進めているところでございます。

最後に、パブリックコメント制度の適切な実施時期、募集を行うタイミングについてですが、この制度は、対象となる計画等について、具体的、そして最終的な意見を求めるものでございますので、対象とする計画の素案が策定された時点に、その素案についての意見を募集するというのが基本となると捉えております。ただし、個々の施策に応じて柔軟に実施することも重要だと思っておりますし、また素案の策定に当たっては、多くの場合は町民の方に委員として参画をいただき、ご意見をいただいているというところでございます。あわせて今後は、パブリックコメントの対象とする施策等の内容を町民の方々に十分理解していただけるよう、必要に応じて参考となる資料をつける、そうした分かりやすさに配慮して実施してみたいと考えております。

パブリックコメント制度がより一層機能し、町政推進に資するよう、今後も適正に実施してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○向 正則議長 2番 竹内竜也議員。

○2番 竹内竜也議員 ありがとうございました。

いろいろな自治体が実施されているパブリックコメント、これ基本的にはどこの自治体でもホームページで拝見することができる状態になっているかと思うんですけども、そういうのをつらつらと見てみますと、対象案件となっている政策が実際に決定されて、それが執行されること

によって直接の影響を受けるであろう方からのご意見が多いなというのは当たり前のことだと思うんですけども、特に専門性が高いものについてはかなりマニアックな指摘がなされていたりとか、石川県のパブコメなんかも見てても、なかなか論点がかみ合っていないのかなっていう部分も見受けられたんですけども、今ほどのご答弁の中でも、5次総関係の素案については、合葬墓について検討が始まりましたし、実際に合葬墓の建設に向けた動きが実現しているということで、やはり町民の方から寄せられるご意見であったりとか情報というのは、本当に素直に検討していただいてですね、これからもパブリックコメントの手続を実施していただきたいなとも思いますし、実際はご答弁の中でもあったように、素案等についてはしっかりしたものを素案としてつくった上でご提示しなきゃ意見の出しようがないというのは確かかもしれないんですけども、できればこの論点を細かく絞ってあげたりとか、あるいは初期段階とか、中間での意見募集とかっていうのもやってみるのもありなのかなとも思いました。

ぜひ、町民の皆さんとの協働を進める上でも、さらに検討を重ねていただきたいなと思います。

以上で、2番、竹内竜也の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○向 正則議長 以上で、2番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

＜散 会＞

○向 正則議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時23分

平成29年 6 月13日（火）

○出席議員（16名）

議 長	向 正 則	副議長	角 井 外喜雄
1 番	森 川 章	2 番	竹 内 竜 也
3 番	井 上 新太郎	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	6 番	荒 井 克
7 番	森 山 時 夫	9 番	酒 井 義 光
10 番	塩 谷 道 子	11 番	多 賀 吉 一
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（ 0 名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	石 庫 要	総 務 課 長	吉 田 二 郎
企画財政課長	納 口 達 也	監 理 課 長	宮 崎 寿
税 務 課 長	細 山 英 明	町民福祉部長	小 倉 一 郎
町 民 課 長	伊 藤 和 人	福 祉 課 長	山 嶋 克 幸
健康推進課長	葉 名 貴 江	子育て支援課長	羽 塚 誠 一
産業建設部長	河 上 孝 光	都市建設課長	岩 本 正 男
農林振興課長	八 田 信 二	交流経済課長	吉 岡 洋
環境水道部長	榊 田 和 男	上下水道課長	山 崎 勉
生活環境課長	山 本 幸 雄	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 田 新太郎
監査委員事務局長	中 村 豊	消 防 長	松 浦 清 市
消 防 次 長	長谷川 優	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長 兼教育総務課長	竹 田 学	学校教育課長	舛 井 重 夫
生涯教育課長	本 多 延 吉	河北中央病院事務長	田 縁 義 信
河北中央病院事務課長	斎 藤 晶 史		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 本 良 二	議 事 係 長	山 本 慎太郎
総務課長補佐	山 崎 明 人	行 政 係 長	庄 田 大 輔
企画財政課主査	高 倉 喜 美	監 理 課 主 査	中 村 健 作

○議事日程（第2号）

平成29年6月13日（火）午後1時30分開議

日程第1 議案第39号 平成29年度津幡町一般会計補正予算（第1号）から

議案第44号 津幡町職員定数条例の一部を改正する条例についてまで

請願第2号から請願第4号まで

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第2 同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて

同意第2号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

同意第3号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

同意第4号 津幡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

（質疑・討論・採決）

○議事日程（第2号の2）

追加日程第1 議会議案第4号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書

議会議案第5号 雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書

（質疑・討論・採決）

○議事日程（第2号の3）

追加日程第2 議長の辞職

○議事日程（第2号の4）

追加日程第3 選挙第1号 議長選挙について

○議事日程（第2号の5）

追加日程第4 選任第7号 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第5 選挙第2号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜開 議＞

○向 正則議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○向 正則議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○向 正則議長 あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

なお、議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜議案等上程＞

○向 正則議長 日程第 1 議案第39号から議案第44号までおよび請願第 2 号から請願第 4 号までを一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○向 正則議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

八十嶋孝司総務産業建設常任委員長。

〔八十嶋孝司総務産業建設常任委員長 登壇〕

○八十嶋孝司総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、総務部長、産業建設部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第39号 平成29年度津幡町一般会計補正予算（第 1 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費

第 6 款 農林水産業費 第 1 項 農業費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。
次に、議案第41号 津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、
議案第42号 津幡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、
以上、2 件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第 2 号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第 3 号 雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書の提出を求める請願については、

賛成多数により採択といたしました。

次に、請願第4号 「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願については、賛成少数により不採択といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○向 正則議長 荒井 克文教福祉常任委員長。

〔荒井 克文教福祉常任委員長 登壇〕

○荒井 克文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、町民福祉部長、教育部長、河北中央病院事務長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告をいたします。

議案第39号 平成29年度津幡町一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費

第3款 民生費 第1項 社会福祉費

第10款 教育費 第2項 小学校費

第3項 中学校費

第5項 社会教育費

第6項 保健体育費

以上、一般会計補正予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第40号 平成29年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第43号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第44号 津幡町職員定数条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○向 正則議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○向 正則議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○向 正則議長 これより、討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

2番 竹内竜也議員。

〔2番 竹内竜也議員 登壇〕

○2番 竹内竜也議員 2番、竹内竜也です。

請願第4号 「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願に対し、賛成する立場で討論いたします。

年明け1月20日に召集されております第193回通常国会も、今年18日には会期末を迎えることとなり、残り時間もわずかとなった非常に窮屈な日程の中で、くだんのテロ等準備罪を創設する趣旨を含む組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、いわゆる組織犯罪処罰法の改正案について、現在、参議院法務委員会での審議が行われているところです。

この法律の改正案によれば、第1条、目的条文ということになりますが、現行条文にある「かんがみ」、この「かんがみ」も平仮名から漢字に変更されるようですが、「鑑み」という文言に続けて、「並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため」というくだりを挿入することが想定されています。これは、TOC条約、あるいは署名会議が行われた地名からパレルモ条約と称されております国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約について、その実施を意識したものであることが明らかにされています。

当初、東京オリンピック・パラリンピックを安全に開催するために不可欠となるテロ対策のためには、TOC条約の締結が必要であり、その条件として現行の組織犯罪処罰法を改正し、テロ等準備罪が創設されなければならないと説明されていました。しかし、TOC条約を締結するに当たり、各国が国内法整備を進める上での指針となる国連の条約立法ガイドによれば、新しい犯罪の創設や実施は各締約国に委ねられているようであって、どうやら日本における法体系の枠内で義務を果たし、主権国家として主体的に判断を行い、現行法によって対応することでの条約メンバー入りに特段の問題がないように思われます。

そもそも、マフィアや暴力団による麻薬の密輸、マネーロンダリングあるいは人身売買などの重大犯罪について、国際的な捜査協力、処罰することを目的とした条約として起草されるに至ったもののようですが、この国連立法ガイドの執筆者でもある刑事司法学者ニコス・アップス氏も明言なさっています。条約はテロ防止を目的としたものではないと。テロは、政治的な主義主張、あるいは己の価値観を絶対的なものとして、力づくでも他者に受け入れさせることを目的としているものであって、平和とは絶対に相容れないものではありませんが、国家権力に対する抗議活動を全てテロであると断じるようなことが仮にあった場合、このようなことは民主的な国家では考えにくいことではありますが、根本がイデオロギーに由来するであろう犯罪たるテロについて、これは恣意的に運用されることを警戒した上でのことだと思われそうですが、あえてこの条約のらち外としているようです。すでに、この条約はテロの防止に関しては直接の関連性がないことが明らかとなっており、そもそもの論旨に無理があると言わなければならないでしょう。

日本ももちろんのことですが、現代の民主的な国家では、あらかじめ法律によって罪として定められている行為が実行され、具体的な結果の発生に至った場合に初めて処罰の対象とする既遂犯処罰が原則とされております。例外的にその前段階について、犯罪の実行行為への着手はあったとしても具体的な結果の発生に至らなかった場合、つまり未遂犯ということになりますが、これも処罰対象とすることがあり得るとしているのが刑事法体系の基本であろうかと思います。

しかし、テロ等準備罪、新たに準備罪なるもの創設することになります。要は犯罪への具体的着手がある前に処罰対象とする可能性を広げるものですが、刑事法体系の原則を根底から変容させるものとなるわけであって、疑義を差し挟む余地のない丁寧な論証が行われることを求めなければなりません。

テロ等準備罪の構成要件として、組織的犯罪集団、計画、実行準備行為の3点がキーワードになろうかと思いますが、現行刑法上、2人以上の者が犯罪を遂行することについて謀議した上で合意を形成すれば陰謀の罪に当たり、陰謀に基づいて外形的な実効の準備が行われたとすれば予備の罪とされています。準備罪の構成要件の一つである計画、これについては陰謀とほぼ同義と解される旨の指摘がなされていますが、どの程度のことが計画と認められるのか依然として不明確なままとなっております。また、計画、陰謀との違い、予備との違いがはっきりしないため、準備行為とは何ぞやということが明確に示されてもおりません。

今回、創設が目指されている包括的な準備罪については、未遂どころか予備の前段階に当たる陰謀があったと認められた時点でその対象とされるようですが、このような取り扱いは例外中の例外でなければならないはずです。対象とされるのは277にも上る罪となりますが、中には墳墓発掘死体損壊罪のように、およそテロと関連づけることが困難なのではないかと思われるものも含まれているようです。これらを一律にひっかけて上で処罰対象とすることは危険過ぎると言わなければなりません。

法案の第6条の2で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画を処罰するための罪を新設なさろうとされているわけですが、処罰主体たる組織的犯罪集団とは何ぞやということについて、4月14日開催の衆議院法務委員会において、所管の国務大臣は、組織的犯罪集団の典型がテロリズム集団であり、テロリズム集団による重大犯罪の典型がテロであると答弁されています。準備罪の頭の部分にテロ等と冠し、テロ対策のためであることを強調なさっているほどのことですから、なるほどと思いたいところではありますが、法案には処罰主体たるテロリズム集団による重大犯罪であるべきテロリズムについての定義規定が存在しておりません。同じく4月28日に行われた質疑の中では、国際社会を震撼させているISについて、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に該当するのかという質問に対し、政府参考人はお答えすることは困難と答弁なさっていましたが、法案の中に定義規定が見当たらないわけですからごもっともなわけであって、そもそも、目的条文の中にテロリズム集団という文言さえ書き込まれていないことから、本当にテロ対策が目的とされているものなのか、素朴な疑問を持たざるを得なくなるのも当然と言えます。また、テロリズムとは何ぞやという定義規定がわざわざ存在していないことについては、あくまでも例示の一つに過ぎないからだとも言われています。そうであるならばなおさらのこと、その他の組織的犯罪集団の部分、これに該当し得る場合について明確にされていることが必要となります。法案上、その結合関係の基礎としての共同の目的が一定の罪を実行することにある団体であると、組織的犯罪集団についての定義づけをすることができるよう。一般市民については対象とはならないとの説明がなされておりますが、同時に、本来は正当な活動を行っている団体であっても、その性質が一変したと認められる場合は組織的犯罪集団に該当し得るとも説明されております。

当然、その判断に当たっては捜査機関が行うことになるのですが、いつ、どの時点でその性質が一変したのかを、果たしてどのような方法によって確認するのだろうかという疑問、あるい

は恣意的な運用がなされるのではなかろうかという不安にさいなまれます。

懸念されるのは、通信傍受法が改正された場合です。メールやLINEなど、SNSでのやりとりも丸裸にされることがあるのかもしれませんが。そして先般、警察がGPS捜査を令状なしで行っていたことに対して、違法であるとの最高裁判所による判断が示されたところですが、今後、GPS捜査を是認するための新たな法が制定された場合、そしてくだんの準備罪が創設されたならば、これらを組み合わせることによって一般市民の私生活の監視も容易になるのではないかと思います。テロ対策に万全を期すことは国として当然のことであって、平和と相容れない理不尽な暴力に対しては蛇蝎以上に忌み嫌うべきことはもちろんです。

テロ関連の国連条約、これらは18程度あるそうですが、日本はそのうちの13条約をすでに批准しており、当然のことですが、それに対応するための国内法も整備が進められております。したがって、この件については残りの国連条約の締結、批准に向けた個別の法整備でしっかりと対応していくことこそが現実的であると言えます。

付託されました総務産業建設常任委員会における審議の間では、終始真摯な議論が交わされ、結果として不採択とされております。反対の意思を表明された委員の方にはその翻意をお願いすることになりますが、最後に議会ご一同に請願第4号に対するご賛同をお願い申し上げ、2番、竹内竜也の討論を終わります。

ありがとうございました。

○向 正則議長 次に、10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 私は初めに、議案第39号 平成29年度津幡町一般会計補正予算のうち、2款1項11目地域情報ネットワーク管理費、3款1項6目介護保険特別会計拠出金、議案第40号 平成29年度津幡町介護保険特別会計補正予算のうち、1款1項1目事務費に反対の意見を述べます。

地域情報ネットワーク管理費は、マイナポータルによるオンライン申請受取サービス利用料として83万円の補正を行うものであり、介護保険特別会計関連の補正予算は、社会保障・税番号制度に伴う介護保険システム変更業務委託の費用218万円の補正を行うものです。これらは、社会保障・税番号制度による補正予算ですので、この制度に反対している私は認めるわけにはいきません。社会保障・税番号制度は、個人情報の流出の問題、国による個人の監視など、不安が解消されてはいないので反対しています。

次に、議案第43号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の意見を述べます。

この条例改正は、河北中央病院の文書料を改定するための条例改正です。改正する理由として、県内各地の公立病院の文書料と比較して低額であるので、平均の文書料にするように引き上げるものです。今回の改定で見込まれる収入増は、28年度の実績からすると約38万円ですが、河北中央病院の事業収益を上げるために細かな検討も重ねているところなので、ぜひ値上げを認めていただきたいとの説明を受けました。病院側の説明も分かりますが、利用する町民の立場からすると、余りに値上げ幅が大きく、1.3倍になるのが2項目、1.6倍が3項目、2倍になるのが2項目あります。一番利用されている入院証明書は1.3倍となります。これでは負担感が大き過ぎると思いますので、よってこの条例改正には反対をいたします。

次に、「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願に賛成の意見を述べます。
先ほど、ご発言なさいました竹内議員と重なるところもあるかもしれませんが、私の意見を述べたいと思います。

テロ等準備罪が通常国会で論議されていますが、幾つもの問題点が明らかになっています。ここでは3点について述べます。

まず1点目は、テロ等準備罪は共謀罪と同じ趣旨の法案だということです。

政府は、組織的犯罪集団や実行準備行為を要件としているから内心を処罰する共謀罪ではないと主張していますが、準備行為かどうかを判断するには、それ以前の犯罪計画の合意があるかどうか问われます。したがって共謀罪と同じ趣旨の法案だということになります。花見か下見かをどう判断するのかと问われた金田法務大臣は、ビールを持っているか双眼鏡を持っているかなど外形で判断できるという珍答弁をしました。それでは区別にならないと突っ込まれた大臣は、計画に基づくかどうかで判断すると答弁しました。外形で判断できると説明してきたのに、結局は計画、内心でしか区別できないことを認めたことになります。近代刑法の原則は、実行行為に着手した後に初めて犯罪とされ、その犯罪の処罰が可能になるのですから、準備段階で処罰するのは原則違反です。今でも重要犯罪には予備罪や共謀罪もありますが、あくまで例外です。その例外を277の罪に当てはめ一般化しようとするものです。さらに、罪刑法定主義といって、どんな行為が犯罪になるかをあらかじめ法律で国民に知らせていなければなりません、共謀罪の場合、準備のどの段階に達したら犯罪になるのか、国民にあらかじめ明示することは不可能ですから、罪刑法定主義の原則にも反しています。

共謀罪により冤罪が多くなることを懸念する声も出ていますが、金田法務大臣は戦前の治安維持法への認識を問われ、治安維持法は適法に制定され、拘留、拘禁、刑の執行も適法だったと述べています。しかし、治安維持法の危険性、乱用性を示す代表的な弾圧・冤罪事件である横浜事件を詳細には承知していないと述べているのです。かつて三木武夫首相は、治安維持法についてはそのときでも批判があり、今日から考えれば、民主憲法のもとでは我々としても非常な批判をすべき法律であると答弁しています。戦前、国民の思想、内心を徹底的に弾圧し、統制した治安維持法への無反省な姿勢の法務大臣が、共謀罪法案を進める危険性も明らかになっています。

2点目は、全ての人が対象になるということです。

安倍首相は国会で、一般の人が処罰の対象になることはあり得ない。今回はそもそも犯罪を目的としている集団でなければならない。これが全然違うと言っていました。しかし衆議院では、正当な活動を行っている団体でも性質が一変すれば対象になるという見解も示しています。また、参議院での金田法務大臣の答弁では、環境保護や人権保護団体を隠れみのに組織的犯罪を企てた場合は共謀罪で処罰されるとも言っています。では、何によって判断するのか。団体の活動実態を総合的に考慮して判断すると答弁しています。組織的犯罪かどうかを判断するのは、日常的に監視や盗聴を行う警察です。

共謀罪のない今でも、岐阜県警大垣署が風力発電建設をめぐる勉強会を開いただけの住民を監視し、住民のプライバシーを収集して事業者に提供し、住民運動つぶしも相談していたことが明らかになっています。大分県別府署では、労働組合事務所のビデオ盗撮監視も行われていました。また、国内のイスラム教徒を監視していたことも被害者からの告発で分かりました。2010年10月には、警視庁が国際テロ犯罪の捜査として行ってきたイスラム教徒の監視記録が流出しました。

氏名や写真はもちろんのこと、身体特徴や家族構成、取引先、交友関係、出入国歴などが詳細に記録されていました。流出したのはファイル114点、ファイルの文書には、都内のイスラム諸国外国登録数の約89パーセントを把握し、データ化しているとも記されていました。警察が罪を犯すおそれがあると決めつけ情報を蓄積していたわけです。共謀罪が導入されれば、こうした情報収集が捜査の名で正当化されます。デモやシュプレヒコールをテロ行為と言った元閣僚もいますので、政権がテロと考えれば、一般人であろうが監視対象になるということです。捜査対象にならない一般人というのは、政府の政策には反対しないと公言した一般人だけではないでしょうか。今でさえ違法な監視活動が行われている中で、今後共謀罪の名を借りて監視や盗聴が堂々に行われれば、日本は監視と密告によってプライバシーなどない社会となります。

そのことを懸念して日本政府に書類を送ったのが、国連人権理事会の特別報告者ジョセフ・ケナタッチ氏です。ケナタッチ氏は共謀罪法案について、プライバシーに関する権利と表現の自由に過度の制限がされる可能性があるとは指摘し、早急に法案成立を目指すことは、広範な国民的議論を不当に制限するとの懸念を示しています。その上で政府に対し、共謀罪法案の審議状況、国際人権法の規範および基準との整合性、市民社会の代表者が意見を述べる機会の有無などを質問しています。それに対して菅官房長官が、ケナタッチ氏を個人の資格であり、国連の立場を反映するものではないと発言したり、政府見解として明らかにバランスを欠いており不適切と言わざるを得ないと発言したことで、海外からも驚くべき発言だとの反応も出ています。

そもそも特別報告者とは何か。1980年代以降、国連人権委員会は、人権問題についてテーマや国、地域ごとに特別報告者や1～5人の作業部会を設置して調査報告を行うようになりました。特別報告者は、国連人権理事会の任命を受ける公的な立場です。日本政府は昨年国連人権理事会の理事国に当選し、自発的誓約として、特別報告者との有意義かつ建設的な対話の実現のために、今後ともしっかりと協力していくと表明しています。今回の対応は国際公約に反する上に、特別報告者の立場や任務についての無知さをさらしたという形になりました。日本政府は、国内外からの声をきちんと受けとめるべきです。

3点目は、共謀罪はテロ対策の法案ではないということです。

安倍首相は、国際組織犯罪防止条約を締結しなければ東京五輪を開けないといっても過言ではないと述べて、共謀罪を成立させ、条約を締結しなければならないと主張しています。しかし、この条約の作成過程で、日本政府初めG8のほとんどの国が、テロリズムは本条約の対象とすべきではないと主張していました。本条約がテロ防止条約ではないことは明らかです。国際組織犯罪防止条約をめぐり、各国が立法作業する際の指針とする国連の立法ガイドを執筆した刑事司法学者のニコス・パッサス氏は、条約はテロ防止を目的としたものではないと明言しています。また、この条約については、組織的犯罪集団による金銭の利益を目的とした国際犯罪が対象で、テロは対象から除外されている。非民主的な国では、政府への抗議活動を犯罪とみなす場合がある。だからイデオロギーに由来する犯罪は除外されたと、条約の起草過程を説明しています。また、条約がプライバシーの侵害につながるような捜査手法の導入を求めているないと述べ、条約を新たに施策導入の口実にしないよう注意を喚起しています。

では、何のために共謀罪を創設しようとしているのでしょうか。秘密保護法、安保法制、武器輸出解禁、宇宙開発の軍事利用容認など、戦争できる国づくりを進めている安倍政権が、説明が不十分という大多数の国民の意見に耳を貸さず、実質16日までに成立を目指していることを考え

ると、何が何でも共謀罪をつくりたいという本音が透けて見えてきます。秘密保護法、安保法制の総仕上げとしての共謀罪創設と考えるのが妥当だと思います。政権にとって好ましくない思想、意見を持っている人たちの萎縮効果を狙っていると思われて仕方がありません。

以上の理由により、共謀罪には反対であり、この請願には賛成するものです。

以上、私からの討論を終わります。

○向 正則議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「議長、4番、八十嶋です」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 4番 八十嶋孝司議員。

〔4番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○4番 八十嶋孝司議員 私は、請願第4号 「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願に反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず初めに、日本の刑法では犯罪の計画から実行までのうち、実行されて初めて処罰されることが原則となっています。実行前の段階で処罰できるのは、客観的に見て相当な危険性がある場合に予備罪が適応されるケースなどに限られています。

テロなどを含む組織的な犯罪は、綿密な計画のもとに役割分担して実行されるという特質があります。一たび発生すると甚大な被害になることから、未然防止策は必要不可欠です。このことから実行に至る前に情報収集する必要性は高く、外国のように幅広い通信傍受や身柄の一時的な拘束などの特別な権限、犯罪の実行に着手する前の段階の一定の行為を処罰の対象にする共謀罪は必要であります。

政府は今回の法案を提出した理由として、国際組織犯罪防止条約、いわゆるT O C条約の締結にあります。この条約によって犯罪人の引き渡しなど国際的な捜査協力をさらに進めることができ、その締結の条件として求められているのがこの法整備にあるとしています。法務省は、T O C条約から求める義務を履行しなければならない一つとして、このテロ等準備罪を設けることが必要とし、我が国もこれに加わることで国際社会と協調してテロを含む組織犯罪と戦う体制を整えて、我が国が世界の犯罪の抜け穴になるのを防ぐとしています。

今回のテロ等準備罪は、実行前のより早い段階で277の犯罪について、一定の要件を満たせば処罰できるようにするものとしています。大変多くのものであります。

そしてこの法案に対しては、現状の規定でも十分であるとの意見やさまざまな意見があることは事実です。断言すれば、考えの相違から完璧はないと思います。

しかしながら、過去の忘れてはならない日本の組織的犯罪や今なお世界で頻発するテロ事件等を思うと、これらの犠牲者の多くはいつも罪もない一般市民であります。誰もがもっと事前に対応できなかったのかと悔やまれるケースがほとんどです。未然の防止策が必要なのです。

最後に、2020年には東京オリンピックも開催されます。日本がより安全な国として国際的にも示していかなければなりません。

テロの未然防止、甚大な被害の未然防止のためにも、この「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願には反対であります。

以上、終わります。

○向 正則議長 ほかに討論はありませんか。

〔「はい、13番、道下政博」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 13番 道下政博議員。

〔13番 道下政博議員 登壇〕

○13番 道下政博議員 請願第4号 「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願に反対の立場で討論を行います。

先月5月23日に、テロ等準備罪が維新を除く野党の反対の中、衆議院を通過し、その後参議院で審議中であります。

そもそも、なぜ今、この法改正が必要なのかを確認します。

2020年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、全世界と協力してテロを含む組織犯罪を未然に防がなければなりません。そのためには、国際組織犯罪防止条約（T O C条約）に一刻も早く加入する必要がある、それには国内法の整備が不可欠であります。締約国になりますと、捜査共助や犯人の引き渡し要請も可能になります。

先進7カ国（G7）で加入していないのは日本だけであります。日本などを除く187の国と地域が加盟しており、国連加盟国で参加していないのは、日本を含むわずか11か国にすぎません。このままでは日本が国際テロの抜け穴になってしまいます。この国際競技大会を断じてテロの標的にしてはなりません。だからこそ、テロ等準備罪が必要になってくるのであります。

民進党は現行法のままでも防止条約は締結できると主張していますが、その理論が正しいのであれば、なぜ3年3か月の民主党政権時代に実現できなかったのか疑問が残ります。その理由はやはり、条文に違反するからではなかったのでしょうか。

政府が2003年～5年に3度提出した法案、共謀罪法案の懸念は解消されたのかとの疑問にお答えしたいと思います。

国際組織犯罪防止条約が求める範囲内で、適用対象を組織的犯罪集団に明確化し、対象犯罪数も600くらいから277に絞り込みました。組織的犯罪集団とは、重大犯罪の実行を目的に結成された団体で、認定には継続性、そして反復性のある犯罪が行われていることが必要であります。市民団体や労働組合が対象になり得る懸念はなくなりました。内心の合意だけで犯罪が成立するのは人権侵害の可能性が高いということで、準備行為という外形的、客観的事実を構成要件に加えました。厳格化により捜査の乱用で内心の自由が侵される心配も解消され、以前の共謀罪法案とは全く違うものとなっていますので、ご心配には及びません。

一方で、監視社会への懸念が根強く聞かれますがとの問いには、もし監視社会になるのであれば、条約締結国からすでに人権侵害に対する非難の声が上がっているはずですが、現在そういうことはありません。

野党は、過去の共謀罪のイメージに固執し、国民の不安をあおっています。テロ対策と人権保護はどちらも重要であります。バランスをとり、両立する責任は与党にはありますので、当然クリアする必要があり、ご心配には及びません。

次の、法案審議をめぐっては、野党からは法相隠しとの批判がありますが、金田法務大臣を標的にした野党の戦略は間違っています。大所高所の答弁は大臣が行う必要がありますが、技術的、論理的な面は、法務省の刑事局長から答弁をとる作業が大事であります。法相は間違っていると主張するならば、刑事局長を打ち負かすのが王道ではないでしょうか。

民進党を初め、維新を除く野党の皆さんは、そもそもこの条約に加盟してもテロ対策にはなら

ないとか、一億総監視社会になるなどと言って反対をしています。これはテロ対策として、世界187の国と地域の人たちが、国際組織犯罪防止条約に加盟している事実を目をつぶるものであるとともに、単に反対するだけで何もしないことは、結果的にテロを容認することにつながりかねないということを指摘しておきます。

以上の理由、説明から、テロ等準備罪について国民の代表である国会議員が国会で十分議論し、さらに国民の理解を得、その上での早期成立を望んでおります。

以上、テロ等準備罪成立を阻止しようとする請願第4号への反対討論を終わります。

以上で、終わります。

○向 正則議長 ほかに討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 5番 西村 稔議員。

〔5番 西村 稔議員 登壇〕

○5番 西村 稔議員 5番、西村 稔です。

請願第4号、「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出に賛成する立場で討論します。

この件に関する報道を見ると、司法専門家や過去に疑念を持たれ誤認逮捕された人の話を聞くと、誤認逮捕が容易になるということです。

何の対抗措置も持たない人々が容易に逮捕されることになり、そういう法案に対して私は反対しますので、この請願に賛成します。

以上です。

〔「ほんだけか。話にならん」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○向 正則議長 これより議案採決に入ります。

議案第39号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号および議案第42号を一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議案第41号および議案第42号は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号を採決いたします。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第2号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○向 正則議長 起立全員であります。

よって、請願第2号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号 雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第3号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、請願第3号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号 「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第4号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3人 不起立者12人〕

○向 正則議長 起立少数であります。

よって、請願第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

＜同意・諮問上程＞

○向 正則議長 日程第2 本日、町長から提出のあった同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて、同意第2号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第3号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第4号 津幡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについておよび諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを一括して議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、6月5日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今6月会議に提出させていただきました議案全てにご決議を賜りましたことにつきましても、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、ご説明を申し上げます。

同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、津幡町監査委員の長田 貢氏が6月23日をもって任期満了となりますので、後任に津幡町字能瀬ニ14番地2 尾山信行氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同意第2号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、津幡町公平委員会委員の前田 進氏が6月26日をもって任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同意第3号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、津幡町固定資産評価審査委員会委員の舟田 勉氏が6月27日をもって任期満了となりますので、後任に津幡町字加賀爪ニ53番地3 高倉 明氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同意第4号 津幡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本案は、津幡町農業委員会委員21人が7月19日をもって任期満了となることから、改正された農業委員会等に関する法律に基づき、新たに津幡町字仮生ト60番地 井上信一氏、津幡町字五反田イ156番地 吉田秀夫氏、津幡町字七黒ホ8番地乙 塚本美義氏、津幡町字南中条2号80番地1 中井 勝氏、津幡町字川尻カ237番地 中島 勉氏、津幡町字浅田乙38番地1 酒井美代子氏、津幡町字上大田ノ240番地 岡田徳幸氏、津幡町字庄へ36番地11 焼田康彦氏、津幡町字領家ハ49番地 川崎哲夫氏、津幡町字吉倉ナ17番地 吉本市港氏、津幡町字竹橋ア63番地3 山田慧氏の11人の方を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

本諮問は、人権擁護委員8名のうち、山岸勝成氏と脇田澄子氏が9月30日をもって任期満了となりますので、後任に津幡町字太田ほ166番地2 橋口有康氏と津幡町字加賀爪ハ71番地 樋口徳正氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、本日ご提案を申し上げました人事案件につきましてご説明申し上げたところでございますが、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜質疑・討論の省略＞

○向 正則議長 お諮りいたします。

同意第1号から同意第4号までおよび諮問第1号につきましては、人事に関する案件につき、質疑および討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号から同意第4号までおよび諮問第1号については、質疑および討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○向 正則議長 これより議案採決に入ります。

同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。
お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は、同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は、同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号 津幡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は、同意することに決定いたしました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり異議なき旨答申することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、異議なき旨答申することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後2時29分

〔再開〕 午後2時30分

○向 正則議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第2号および請願第3号の採択に伴い、議会議案第4号および議会議案第5号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第4号および議会議案第5号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

<議会議案上程>

○向 正則議長 追加日程第1 酒井義光議員ほか2名提出の議会議案第4号 無料公衆無線LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める意見書および谷口正一議員ほか2名提出の議会議案第5号 雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書を議題といたします。

＜提案理由・質疑・討論の省略＞

○向 正則議長 お諮りいたします。

議会議案第4号および議会議案第5号につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第4号および議会議案第5号につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○向 正則議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第4号 無料公衆無線LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○向 正則議長 起立全員であります。

よって、議会議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第5号 雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議会議案第5号は、原案のとおり可決されました。

以上、本6月会議で可決されました議会議案第4号および議会議案第5号の提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

ここで、暫時休憩とし、副議長と交代いたします。

〔向 正則議長 退場、角井外喜雄副議長 着席〕

〔休憩〕 午後2時34分

〔再開〕 午後2時35分

＜議長辞職の件＞

○角井外喜雄副議長 会議を再開します。

議長 向 正則議員から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。

議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第２として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第２として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

＜議長の辞職＞

○角井外喜雄副議長 追加日程第２ 議長の辞職の件を議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

○吉本良二議会事務局長 それでは朗読いたします。

辞職願

このたび、一身上の都合により津幡町議会議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年 6 月13日

津幡町議会議長 向 正則

津幡町議会副議長 角井外喜雄 様

以上です。

○角井外喜雄副議長 お諮りいたします。

向 正則議員の議長の辞職を許可することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者 0 人〕

○角井外喜雄副議長 起立全員であります。

よって、向 正則議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔12番 向 正則議員 入場〕

○角井外喜雄副議長 向 正則議員が入場いたしましたので、議長の辞職が許可されたことを告知します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄副議長 向 正則議員から発言を求められておりますので、これを許します。

〔12番 向 正則議員 登壇〕

○12番 向 正則議員 議長の退任に当たって、ごあいさつをさせていただく機会をいただき、お礼を申し上げます。

平成27年 5 月に議員各位のご推挙を賜り、名誉ある津幡町議会議長に就任し、早 2 年と 1 か月が過ぎました。この間、大過なく務めさせていただきましたのも、ひとえに議員の皆さまのご支援とご協力の賜物と、心から感謝を申し上げます。

就任当初は、開業間もない北陸新幹線、ＩＲいしかわ鉄道とともに日々を重ね、さまざまな経験をさせていただきました。

石川中央都市圏の広域連携も新たな進展を迎え、さらには町の未来を見据えた大きなプロジェクトも次々と進められております。

今後は一議員として、皆さまとともに津幡町の発展に寄与すべく努力してまいりたいと思っております。

議員各位の変わらぬご支援とご指導をお願い申し上げ、退任のあいさつといたします。

本当にありがとうございます。（拍手）

○角井外喜雄副議長 この際、暫時休憩とし、20分後に会議を再開します。

〔休憩〕 午後 2 時40分

〔再開〕 午後 3 時00分

○角井外喜雄副議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

＜議長選挙＞

○角井外喜雄副議長 ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第3 選挙第1号 議長選挙を行います。

議長選挙立候補者による所信表明の発言時間は、一人5分以内といたします。

この際、議員各位に申し上げます。所信表明に対して、拍手その他の方法により賛意または反意をあらわす行為は慎んでいただきますようお願いいたします。

これより順次発言を許します。

10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、塩谷です。

津幡町議会議長選挙に立候補するに当たっての所信表明を行います。

今回の津幡町議会議長選挙から立候補制をとり、立候補に当たっての所信を述べるようになったことは、議会改革として大きな一歩だと高く評価しています。少なくとも今までのように、どのような意見をお持ちの方かも分からないまま議長が決まるということはなくなると思います。立候補したほうも自分の思いを述べることにより、議長就任の際には自分の活動の方向性がはっきりするでしょう。

議員には、町民の願いを町政に届けることにより、まちづくりに責任を負っていくことが求められていると思います。

さて、私が議長に立候補したのは、次のような議会をつくりたいと考えるからです。3つあります。

1つ目は、議員の責務でもある一般質問をする議員をふやしたいということです。

議員は、一般質問をすることによって町民から寄せられる意見を形にして、行政に届けること

ができます。一般質問をすることによって、議員自身が学ぶ機会を得ることにもなります。私も初めて議員になったときには、政治にも町政にも疎い人間でしたが、生活相談を受けたり、一般質問したりする中で鍛えられてきたと思っています。ですから、議員の方々の一般質問には大変興味があります。自分の気づいていない町政の問題点、自分の不得意な分野での問題など、学ぶべきことが多いと感じています。もちろん一般質問は各議員の判断によるものですが、多くの方が一般質問に立つという意識をご一緒に培ってきたいと思います。最近、経験豊富な議員も一般質問に立たれ、町政に対する思いを伝えておられることに尊敬の念を抱いております。

2つ目は、関連して各議員の発言中の不規則発言をなくしたいということです。

発言する議員は、どうすれば皆さんに思いが伝わるかと真剣に考えて席に立っています。発言の時間は議員に保証された時間です。反論があれば通告していなくても言えるのですから、堂々と言えればいいわけです。私が議員になったときには、ほとんど不規則発言はなく、他の議会の様子を見聞きしたときに、津幡町議会もしっかりルールが守られていると思いました。近年、そのルールが守られていないことがあることを残念に思っています。先ほどの討論の場でも不規則発言がありました。誤認逮捕が容易になるということは大事な視点です。不規則発言によって発言者を萎縮させることは、議員としてはならないことだと思います。不規則発言ではなく発言として言い合える関係をつくり上げていきたいと思っています。

3つ目は、議会改革を進めたいということです。中でも議会報告会と議員間の自由討論の場を充実させたいと思っています。

議会報告会についてはさまざまな意見が出ていますので、会の名前や内容についてはもっと議論していく必要があると思いますが、議員と町民が直接意見を交わす場を充実させることはとても大事なことであり、議会報告会がいつまでも試行、お試しの段階にとどまっているべきではないと考えています。町政は町民のものであり、町民がどんなことに興味を持ち、どんな町になってほしいと考えているのかを直接聞くことや話し合うことは、議員の大きな務めです。

また、議会改革として議員間の自由討論ができることが決まったときには、いい学習の場になると喜びました。しかし、一度も実現していません。意見の違いがあっても、いろんな視点や角度から考え合う、議論し合うことが議員の質を高めることであり、課題のより深い理解につながると思います。そのことが町民の願いに応えることにつながるのではないのでしょうか。

以上3点が、私が議長に立候補して、議会改革を進めたいと思っている内容です。

これで、私からの所信表明を終わります。

○角井外喜雄副議長 次に、11番 多賀吉一議員。

〔11番 多賀吉一議員 登壇〕

○11番 多賀吉一議員 11番、多賀吉一です。

津幡町議会議長選挙に立候補させていただきました。

今回、当議会では初めての試みとして、議長立候補制、そして立候補に伴う所信表明が実施されることとなりました。初回に登壇させていただき、栄誉に感謝し、私の思いを3点、表明させていただきます。

まず、議会の運営についての考えを述べさせていただきます。

私は、平成18年4月に初当選、以来4期12年目を迎えております。その間、総務常任委員長、文教福祉常任委員長を歴任させていただき、また平成25年12月から27年4月までは、副議長も経

験させていただきました。

議会は多様な意見を出し合い、議論する場であります。また、意見を集約し、議決する場でもあります。その中で、議長の責務は大変重要であると考えます。中立性と尊厳性をもって議場の秩序を保ち、議案を整理し、円滑な議事運営に配慮しなければなりません。

私は、これまで培った経験を生かし、公平・公正な立場で、活発で秩序ある会議の運営を目指し、議長職を務めていきたいと考えております。

次に、議会改革についての思いを述べさせていただきます。

平成20年3月に、議会運営委員会の諮問機関として、初めて議会制度検討委員会が設置されました。そして、22年12月には特別委員会となり、現在に至る9年間で、一般質問の一問一答方式の導入および執行部への反問権付与、北陸初の通年議会の実施、議会報告会の試行等、40項目を超える改革を実施してまいりました。私はその9年間当委員会に在籍し、副議長就任中は委員長をさせていただきました。この間、先進地への視察研修、そして視察受け入れ等、他議会との交流は大変勉強になりました。同時に自分自身の意識改革にもなったと思っております。

議会改革に終わりはありません。プラン・ドゥ・チェック・アクション、このサイクルの繰り返しだと考えております。この5月の組織組みかえで特別委員会のメンバーからは外れましたが、改革に対する意識は全く変わっておりません。まだ現在検討中の案件が幾つもあります。さらなる改革を目指し、委員会の皆さまとともに邁進していきたいと考えております。

最後に、議会と行政機関の関係について述べさせていただきます。

議会と行政機関との関係を人間の目に例えてみました。右目が行政、左目が議会、どちらも片目では平面にしか見えません。角度も若干違います。平面だけではその実態はつかめません。両目が焦点を合わせ、協力して見ることによって立体的になり、その実態が明らかになります。

二代表制の一翼を担う議会は、行政とは違った角度で意見を出し合い、焦点を絞り、行政と協力して問題を解決し、住んでよかった、住んでみたい町の実現を目指すことが重要であると考えております。

以上、議長立候補に当たり、自分の考えを表明させていただきました。

皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○角井外喜雄副議長 以上で、議長選挙立候補者による所信表明を終わります。

これより選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○角井外喜雄副議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

次に、立会人を指名します。

津幡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 森川 章議員、2番 竹内竜也議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

○角井外喜雄副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○角井外喜雄副議長 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○吉本良二議会事務局長 それでは、読み上げます。

1 番 森川 章議員、2 番 竹内竜也議員、3 番 井上新太郎議員、4 番 八十嶋孝司議員、
5 番 西村 稔議員、6 番 荒井 克議員、7 番 森山時夫議員、9 番 酒井義光議員、
10 番 塩谷道子議員、11 番 多賀吉一議員、12 番 向 正則議員、13 番 道下政博議員、
14 番 谷口正一議員、15 番 洲崎正昭議員、16 番 河上孝夫議員、8 番 角井外喜雄議員。
以上でございます。

○角井外喜雄副議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○角井外喜雄副議長 開票を行います。

森川 章議員、竹内竜也議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔1 番 森川 章議員、2 番 竹内竜也議員立ち会い、開票〕

○角井外喜雄副議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 15票

無効投票 1 票です。

有効投票のうち、多賀吉一議員 14票

塩谷道子議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4 票です。

よって、多賀吉一議員が議長に当選されました。

<当選の告知>

○角井外喜雄副議長 ただいま議長に当選されました多賀吉一議員が議場におられます。

津幡町議会会議規則第33条第2 項の規定により、当選の告知をいたします。

〔「11番、多賀」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄副議長 議長に当選されました多賀吉一議員から発言を求められておりますので、

これを許します。

11番 多賀吉一議員。

〔11番 多賀吉一議員 登壇〕

＜当選の承諾及びあいさつ＞

○11番 多賀吉一議員 議長就任に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま、議員各位のご推挙により、名誉ある津幡町議会第30代議長に就任いたしました多賀でございます。身に余る光栄と存じますとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いであります。これもひとえに先輩方々のご指導と議員各位のご支援のたまものでありまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

もとより微力ではありますが、先ほど申し上げたとおり、公平・公正な立場で、活発で秩序ある議会の運営を目指し、精いっぱい努力し、議長職を務めていく所存でございます。

今後とも議員各位の変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げて、議長就任のあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。 （拍手）

○角井外喜雄副議長 ただいま多賀吉一議員から議長当選の承諾がありましたので、議長に決定いたしました。

これを持ちまして、新議長と交代をいたします。

多賀議長、議長席にお着きください。

〔角井外喜雄副議長 退席、多賀吉一議長 着席〕

○多賀吉一議長 ただいまから議長の職務を行わせていただきます。

この際、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後 3 時26分

〔再開〕 午後 3 時36分

○多賀吉一議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

＜津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員長互選結果の報告＞

○多賀吉一議長 ここでご報告いたします。

休憩中に、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会において委員長の辞任に伴い、委員長の互選が行われました結果、委員長に私、多賀吉一が互選された旨、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員長より議長のもとに報告がまいっておりますので、ご報告いたします。

＜議会運営委員会委員辞任の報告＞

○多賀吉一議長 次に、私、多賀吉一から一身上の都合により議会運営委員会委員を辞任したい旨の申し出をいたしました。津幡町議会委員会条例第12条第2項の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

ここで、暫時休憩いたします

〔休憩〕 午後 3 時38分

〔再開〕 午後 3 時40分

○多賀吉一議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員に欠員が生じたので、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

＜議会運営委員会委員の選任＞

○多賀吉一議長 追加日程第4 選任第7号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により、向正則議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました向正則議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じたので、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第5として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

＜石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙＞

○多賀吉一議長 追加日程第5 選挙第2号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、多賀吉一を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました私、多賀吉一を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、多賀吉一が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

<当選の承諾>

○多賀吉一議長 ただいま、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しましたので、これを謹んでお受けいたします。

<閉議・散会>

○多賀吉一議長 以上をもって、本6月会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、平成29年津幡町議会6月会議を散会いたします。

午後3時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

前議会議長 向 正則

議会副議長 角井外喜雄

議会議長 多賀 吉一

署名議員 西村 稔

署名議員 荒井 克

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議長選挙について	2
1. 議会運営委員会委員の選任について	3
1. 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	4
1. 議会議案	5
1. 委員会審査結果表	7

平成29年津幡町議会6月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	6番 荒井 克	1 ジュニアスポーツのさらなる拡充を	町 長
		2 多胎児に対する子育て支援を	町 長
2	4番 八十嶋孝司	1 国が示した災害時における支援物資輸送拠点設置の進行は	総 務 部 長
		2 高齢者福祉施設ウェルピア倉見を複合施設として検討せよ	町 長
3	15番 洲崎 正昭	1 まちづくりの具体的な施策は	町 長
4	13番 道下 政博	1 災害対応型カップ自販機の導入を	町 長
		2 命の尊さ学ぶ「がん教育」の推進を	教 育 長
		3 「消防団応援の店」の募集事業の導入を	消 防 長
		4 インターネット上で税などの口座振替を申し込めるWeb口座振替サービス事業の導入を	総 務 部 長
		5 食品ロスゼロを目指して、町の取り組みについて質問する	環境水道部長
5	3番 井上新太郎	1 北朝鮮ミサイル落下想定避難訓練を実施せよ	町 長
		2 学校トイレの洋式化の現状と今後の対応を問う	教 育 部 長
6	1番 森川 章	1 津幡町に民間ビジネスサービスであるファミリーレストラン、カフェを誘致せよ	町 長
		2 観光客を誘致するべきイベント、方法、計画について問う	産業建設部長
		3 特別支援学級の円滑な学級経営を支える仕組みづくりについて	教 育 長
		4 中学での部活動とクラブチームのあり方について考えを問う	教 育 長
7	5番 西村 稔	1 人が定住するまちづくりについて	町 長
		2 町長は今年度中どのような指針を持って行政を行うかについて	町 長
8	10番 塩谷 道子	1 学校給食を無償化せよ	町 長
		2 国保の都道府県単位化の進捗状況とその内容を問う	町民福祉部長
		3 地域総合事業により介護事業はどのように変わったか	町民福祉部長
		4 公立保育園の民営化に歯どめを	子育て支援課長
9	2番 竹内 竜也	1 感染症の早期探知と健康リスク管理について	健康推進課長
		2 パブリックコメントのあり方について	総 務 課 長

選挙第1号

議長選挙について

議長選挙を行うものとする。

平成29年6月13日

津幡町議会副議長 角 井 外喜雄

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字津幡ハ56番地	多 賀 吉 一	昭和29年2月21日

選任第 7 号

議会運営委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和 6 2 年津幡町条例第 9 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、議会運営委員会委員を次のとおり選任する。

平成 2 9 年 6 月 1 3 日

津幡町議会議長 多 賀 吉 一

議 会 運 営 委 員 会 委 員	向 正 則
-------------------	-------

選挙第2号

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

石川県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、議員1人を次のとおり選挙する。

平成29年6月13日

津幡町議会議長 多賀吉一

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字津幡ハ56番地	多賀吉一	昭和29年2月21日

平成 29 年 6 月 13 日

津幡町議会議長 向 正 則 様

提出者 津幡町議会議員 酒 井 義 光
賛成者 津幡町議会議員 竹 内 竜 也
同 津幡町議会議員 河 上 孝 夫

無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条並びに津幡町議会議規則（昭和 62 年津幡町議会議規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める意見書

2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備は喫緊の課題となっている。

2014 年度に観光庁が行った平成 26 年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果によると、旅行中最も困ったこととして「無料公衆無線 LAN 環境」が 30.2 パーセントと最も高く、特に公共施設や観光施設における Wi-Fi 環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されている。

政府は防災の観点から、2020 年までに約 3 万か所の Wi-Fi 環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけている。

Wi-Fi 環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、政府におかれては、以下の項目について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対する Wi-Fi 整備支援事業を一層拡充すること。
- 2 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所における Wi-Fi 環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
- 3 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点への Wi-Fi 環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 13 日

津幡町議会議長 向 正 則 様

提出者	津幡町議会議員 谷 口 正 一
賛成者	津幡町議会議員 酒 井 義 光
同	津幡町議会議員 多 賀 吉 一

雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条並びに津幡町議会議規則（昭和 62 年津幡町議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書

平成 29 年 3 月に高校生ら 8 人が死亡する痛ましい雪崩事故が発生した。当日は気象庁から雪崩注意報が発令されていたにもかかわらず発生した事故であった。

国は、都道府県知事等に「融雪出水期における防災態勢の強化について」、大学などの教育機関等に「冬山登山の事故防止について」などの通知を発出した。これらに基づき、関係都道府県や自治体が事故防止に取り組んでいるところであるが、バックカントリースキーの増加等により今後も予期せぬ雪崩事故が発生するおそれがある。

よって、政府におかれては、雪崩遭難者の早期救助のための登山者位置検知システムの導入促進を図ることを強く要望する。

記

- 1 山岳での電波伝搬特性にすぐれた 150 メガヘルツ帯の位置検知システムの導入を促進すること。
- 2 周波数の有効利用を促進するために、時間的有効利用が可能なシステムの専用周波数を確保すること。
- 3 登山関係者の自助自立を基本とした運用体制の整備を図ること。
- 4 登山者が端末を安価に保有できるようにするために、レンタル制の導入や標準規格の統一を図ること。
- 5 電波を発信する登山者位置検知システム（特定小電力無線局を除く）の速やかな免許を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成29年津幡町議会 6 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第39号	平成29年度津幡町一般会計補正予算（第1号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 入 全 部 歳 出 第2款 総務費 第1項 総務管理費 第6款 農林水産業費 第1項 農業費	原案可決
議案第41号	津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第42号	津幡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	〃
請願第2号	無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書の提出を求める請願	採 択
請願第3号	雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書の提出を求める請願	〃
請願第4号	「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願	不 採 択

平成29年津幡町議会 6 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第39号	平成29年度津幡町一般会計補正予算（第1号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第10款 教育費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第5項 社会教育費 第6項 保健体育費	原案可決
議案第40号	平成29年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第43号	津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第44号	津幡町職員定数条例の一部を改正する条例について	〃